

第170期 定時株主総会 招集ご通知

日時

2026年6月25日（木曜日） 午前10時
受付開始 午前9時

場所

札幌市中央区北1条西6丁目3番1号
ホテル札幌ガーデンパレス2階「鳳凰」

目次

第170期定時株主総会招集ご通知	2	第170期事業報告	33
議決権の行使等についてのご案内	4	連結計算書類	59
インターネット等による議決権行使のご案内	5	計算書類	61
株主総会参考書類		監査報告書	63
第1号議案 剰余金の配当の件	14	株主総会会場のご案内	
第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件	16		
第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件	22		

株主総会にご出席の株主さまへお配りするお土産は
ご用意しておりませんので、あらかじめご了承ください
ますようお願い申し上げます。



株主の皆さまへ

株主の皆さまにおかれましては、平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

足元の国内経済は、物価高や人材不足に加え、地政学リスクの顕在化により、先行き不透明感が一段と増しています。一方で、北海道経済においては、再生可能エネルギーや次世代半導体への投資など、北海道の成長ポテンシャルは着実に高まっています。

こうした経営環境において、北洋銀行グループは、10年間の長期ビジョンを「北海道の魅力度・幸福度をともに日本一へ」とし、併せて4つのミッションを掲げ、本年度より新中期経営計画「**Make the HOKKAIDO Way 1st stage** ~今はまだ無い“Way”を私たちがつくる~」をスタートさせました。

また、この実現のために、全ての起点となる「人財」の質を高めるべく、自ら考え挑戦できる企業風土へ変革するための新人事制度「ポラリス」を昨年度より開始しております。

これにより、職員の働きがいを高め、サービスの質とスピードの向上を図りつつ、北海道らしい成長やお客さまの満足につなげ企業価値を向上させることで、その成果を株主の皆さまにもしっかり還元してまいります。この好循環を通じて、北洋銀行グループは、お客さま、地域、株主の皆さまからの信頼に応え続け、北海道の持続可能な社会の実現に貢献いたします。

株主の皆さまにおかれては、より一層のご理解とご支援を賜りますよう、心よりお願い申し上げます。



取締役頭取 津山 博恒

長期ビジョン・ミッション

北海道の魅力度・幸福度をともに日本一へ

- 1 従業員満足地銀グループNo.1を目指すことで、サービスの質とスピードの向上につなげます
- 2 北海道の豊かな自然を守るとともに、利活用を促進することで、北海道らしい成長をリードします
- 3 北海道のポテンシャル実現のために、全力で経営資源を提供します
- 4 資産形成サポートを通じ、道民と幸せを共有することに全力で挑みます

2026年6月

株主各位

証券コード 8524
(発送日) 2026年6月2日
(電子提供措置の開始日) 2026年5月27日
札幌市中央区大通西三丁目7番地
株式会社北洋銀行
取締役頭取 津山博恒

第170期定時株主総会招集ご通知

拝啓 日頃より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当行第170期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当行ウェブサイト等に掲載しておりますので、以下のウェブサイトへアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

当行ウェブサイト

<https://www.hokuyobank.co.jp/ir/shareholder/meeting.html>



電子提供措置事項は、上記ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）へアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「北洋銀行」または「コード」に当行証券コード「8524」を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／P R 情報」を順に選択のうえ、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。

東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



株主総会資料 掲載ウェブサイト

<https://smart-sr.m041.mizuho-tb.co.jp/SA>



なお、当日ご出席されない場合は、インターネット等または書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら「株主総会参考書類」をご検討のうえ、2026年6月24日（水曜日）午後5時までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

議決権行使につきましては、4頁の「議決権の行使等についてのご案内」および5頁の「インターネット等による議決権行使のご案内」をご参照ください。

敬具

記

1. 日 時 2026年6月25日（木曜日） 午前10時（受付開始：午前9時）

2. 場 所 札幌市中央区北1条西6丁目3番1号
ホテル札幌ガーデンパレス 2階 「鳳凰」

3. 目的事項

報告事項

1. 第170期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）事業報告の内容および計算書類の内容報告の件
2. 第170期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の配当の件
第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件
第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

4. 議決権の行使等についてのご案内（4頁から9頁もご参照ください）

- (1) 当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- (2) 書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- (3) 書面とインターネット等で重複して議決権を行使された場合は、インターネット等による議決権行使を有効なものとしてさせていただきます。また、インターネット等で複数回議決権を行使された場合は、最後の議決権行使を有効なものとしてさせていただきます。
- (4) 議決権の不統一行使を行う場合は、株主総会の日の3日前までに、書面又は電磁的方法をもってその旨および理由をご通知ください。
- (5) 代理人によるご出席の場合は、議決権行使書用紙と委任状を会場受付にご提出ください。なお、代理人は本総会において議決権を有する他の株主さま1名に限らせていただきます。

◎書面交付請求をいただいた株主さまには、電子提供措置事項を記載した書面をあわせてお送りいたしますが、当該書面は法令および当行定款第16条第2項の規定に基づき、次に掲げる事項を除いております。

① 事業報告のうち下記事項

「当行の現況に関する事項」の一部、「会社役員に関する事項」の一部、「当行の新株予約権等に関する事項」、「会計監査人に関する事項」、「財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」、「業務の適正を確保する体制」、「特定完全子会社に関する事項」、「親会社等との間の取引に関する事項」、「会計参与に関する事項」、「その他」

② 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」、「連結注記表」

③ 計算書類の「株主資本等変動計算書」、「個別注記表」

従いまして、当該書面に記載している事業報告、計算書類および連結計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査等委員会が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、前記インターネット上の当行ウェブサイトおよび東証ウェブサイト、株主総会資料掲載ウェブサイトに修正した旨、修正前の事項及び修正後の事項を掲載いたします。

以上

議決権の行使等についてのご案内

議決権の行使には、以下の3つの方法がございます。



株主総会にご出席される場合

本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

2026年6月25日(木曜日)
午前10時 受付開始: 午前9時



書面(郵送)で議決権を行使される場合

本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2026年6月24日(水曜日)
午後5時到着分まで



インターネット等で議決権を行使される場合

インターネット等で所定の議決権行使ウェブサイトアクセスしていただき、議案に対する賛否をご入力ください。詳細につきましては5頁をご参照ください。

行使期限

2026年6月24日(水曜日)
午後5時まで

株主総会運営等についてのご案内

■会社法に定める株主総会資料(招集ご通知)の書面交付請求手続きを行われていない株主さまで、次回以降、同資料の書面での送付を希望される株主さまにつきましては、証券口座を開設されている証券会社または株主名簿管理人へお問い合わせいただき、会社法に定める書面交付請求に関するお手続きを行っていただきますよう、お願い申し上げます。

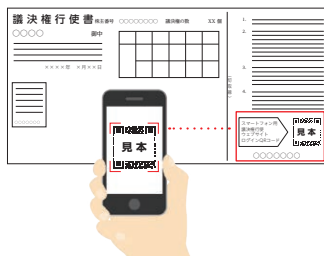
■本株主総会の運営において大きな変更が生じる場合には、インターネット上の当行ウェブサイト (<https://www.hokuyobank.co.jp/>) にてお知らせいたします。

インターネット等による議決権行使のご案内

ログインQRコードを読み取る方法 「スマートSR」

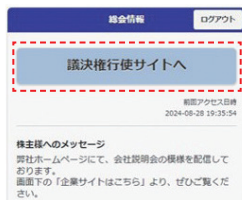
議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 「スマートSR」画面上部の「議決権行使サイトへ」ボタンをタップします。以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。
※通信環境の影響等により接続しづらい場合は、時間を置いて再度アクセスしてください。



「スマート行使」での議決権行使は**1回のみ**。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

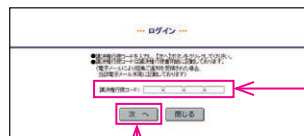
議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

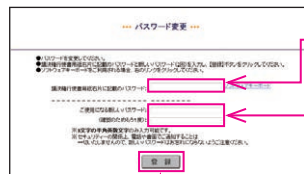
- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

事前質問受付についてのご案内

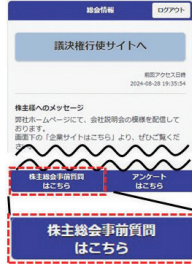
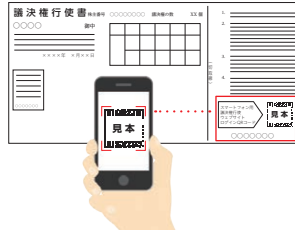
株主の皆さまから、本株主総会の目的事項に関するご質問を「スマートSR」サイトにてお受けします。株主さまのご関心が特に高いと思われるご質問については、株主総会にて「事前質問に対するご回答」として回答させていただきます。

＜受付期間＞ 2026年6月2日(火曜日) から 2026年6月12日(金曜日)午後5時まで

＜受付方法＞

1. スマートフォン・タブレット端末等を入力する場合

- ①議決権行使書右下に記載のQRコードを読み取ります。
- ②「スマートSR」画面の「株主総会事前質問はこちら」ボタンを押下ください。
- ③「事前質問」画面に移移します。以降は画面の案内に従ってご入力ください。

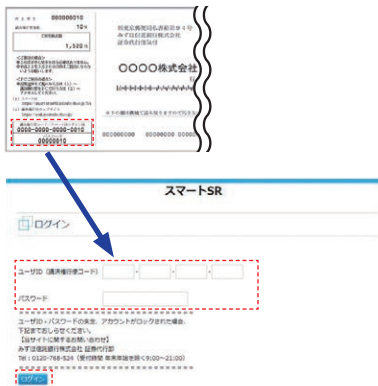


2. PC等を入力する場合

- ①以下のURLより議決権行使書右片の裏面に記載の議決権行使コード・パスワードをご入力のうえ、「スマートSR」へログインしてください。
- ②「スマートSR」画面の「株主総会事前質問」ボタンをクリックしてください。
- ③「事前質問」画面に移移します。以降は画面の案内に従ってご入力ください。

「スマートSR」URL

<https://smart-sr.m041.mizuho-tb.co.jp/SA>



＜ご留意事項＞

- ・ご質問は、本株主総会の目的事項に関する内容に限らせていただきます。
- ・ご質問は株主さまお一人につき3問まで、1問あたり200字以内でお願いいたします。
- ・すべてのご質問に対して回答をお約束するものではありません。また、個別の回答はいたしかねますのであらかじめご了承ください。
- ・ご利用いただくための通信料金等は、株主さまのご負担となります。

「スマートSR」 について (1/2)

「スマートSR」とは、みずほ信託銀行が提供する、当社と株主様との対話のDX化を推進するWebサービスで、議決権行使書のQRコードを読み取ることで、IDパスワードの入力不要でログインでき、以下の機能をご利用いただけます。

株主総会資料の閲覧

事前質問のご入力

Web上での議決権行使
(スマート行使)

外部リンク確認

また、株主総会資料の電子提供制度に対応しており、株主総会の3か月後までは24時間ご利用いただけます。
※実際にご提供する情報は発行会社により異なります。通信環境の影響等により「スマートSR」がご利用いただけない場合は、議決権行使書右片の裏面をご参照いただき、「議決権行使ウェブサイト」へログインのうえ、議決権行使をお願いいたします。

「スマートSR」 画面イメージ (モバイル)



←「スマート行使」へ遷移ボタンは画面上部固定



←株主総会資料の閲覧

←「外部リンク」へ遷移

←「事前質問」へ遷移ボタンは画面下部固定

「スマートSR」について (2/2)

「スマート行使」へのアクセスは、「スマートSR」ログイン後に【議決権行使サイトへ】ボタンを押下してください。その他ご利用いただける機能については、ログイン後の画面にてご確認ください。

ご利用期間

本通知受領後～株主総会終了後**3か月後**まで
(緊急メンテナンス等を除き、**24時間**ご利用いただけます)

ログイン方法

(1) QRコード読取による方法

- ・同封の議決権行使書に記載のQRコードをスマートフォン等でお読み取りください（IDおよびパスワードの入力は不要です）。
- ・QRコードは株主総会の都度、新たに発行いたします。

(2) ID・パスワード入力による方法

- ・下記URLにアクセスいただき、議決権行使書右片の裏面に記載のIDおよびパスワードにてログインしてください。

ログインURL : <https://smart-sr.m041.mizuho-tb.co.jp/SA>

- ・IDおよびパスワードは株主総会の都度、新たに発行いたします。
- ・パスワードは、ご利用される方が株主様ご本人であることを確認する手段ですので大切にお取り扱いください。
- ・パスワードは一定回数以上連続して誤ってご入力をされると使用できなくなります。その場合は、画面の案内に従ってお手続きください。

(ご注意事項)

※通信環境の影響等により「スマートSR」がご利用いただけない場合は、議決権行使書右片の裏面をご参照いただき、「議決権行使ウェブサイト」へログインのうえ、議決権行使をお願いいたします。

※通信料金等は株主様のご負担となります。

※「スマートSR」の操作方法等に関するお問い合わせ先（みずほ信託銀行 証券代行部）

フリーダイヤル 0120-768-524 (年末年始を除く 9:00～21:00)

皆さまのインターネット等による議決権行使を 北海道の生物多様性保全につなげます。

～議決権の電子行使により削減される郵送費用相当額を環境保全活動に役立てます～

当行では、インターネット等による議決権のご行使（書面のご返送以外の電子行使）により削減される郵送費用相当額を「ほっくーネイチャーポジティブ基金」に拠出させていただいております。

ほっくーネイチャーポジティブ基金は、北海道の豊かな自然環境を守りながら生物多様性の保全や増進を図る取組みとして、北海道のネイチャーポジティブ（自然再興）に取り組む様々な団体を助成金により幅広く支援しております。

株主の皆さまの議決権行使を環境保全活動につなげる取組みであり、主旨をご理解いただき、電子行使のご利用を検討いただきますようお願いいたします。

なお前回の第169期定時株主総会において約7,800名の株主の皆さまに電子行使いただき、約66万円を拠出いたしました。

■助成先：2025年度は「ほっくーコース（助成上限100万円）」7先、「トムコース（助成固定10万円）」12先の計19先に総額800万円を助成しております。

【助成事例】特定非営利活動法人 人まち育てI&I

◆活動内容

石狩川流域の残存湿地の保全啓発の推進のため、地道な保全活動とともに、より多くの人に湿地の価値と魅力を知ってもらうエコツアーを行うため、ツアーガイド発掘・育成のための研修やワークショップを開催します。



メ縄用のスゲの刈取り



神社奉納用のメ縄づくり

2025年度の助成先
は当行HPにてご覧
いただけます



◆助成金の使い道◆

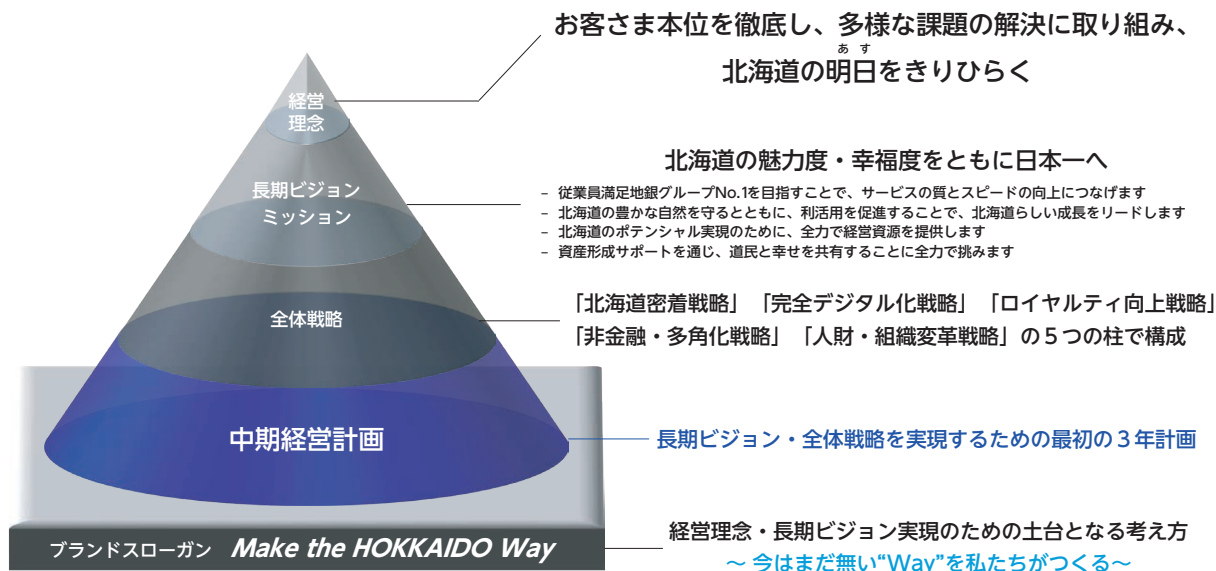
エコツアーで湿地を保全！～ツアーガイド育成とプログラムづくり

北海道の希少動物と自然環境の保護につながる、インターネット等による電子行使を是非ご活用ください

北洋銀行グループ 理念体系

当行グループは、「お客さま本位」を経営理念の軸として、当行グループの強みを最大限活用し、中期経営計画を達成するために当行グループ一丸となって様々な施策に取り組んでおります。

そして、当行の企業価値を向上させるとともに、長期ビジョンの実現に向けて、職員やお客さま、地域社会、株主・投資家の皆さまに提供する価値の最大化を追求してまいります。



北洋銀行グループ ブランドスローガン

当行グループは、2025年8月に経営理念に基づく長期ビジョン「北海道の魅力度・幸福度をともに日本一へ」を公表いたしました。その実現には、グループ一丸となった取組みに加え、地域の皆さまとともに歩むことが不可欠であると考えております。グループ役職員一人ひとりが持つべき気概と心構えを明確に示すことで組織全体の結束力を高めるとともに、お客さまや地域の皆さまとともに北海道の明るい未来を創っていきたい。そのような思いから、ブランドスローガン「*Make the HOKKAIDO Way*」を策定いたしました。

北洋銀行グループのブランドスローガン

Make the HOKKAIDO Way

北海道の良さを
活かす独自の
やり方

北海道が
目指すべき姿

北海道が
進む道

「今はまだ無い“Way”を私たちがつくる」という決意をこめて

北洋銀行グループ 新中期経営計画

(2026年4月1日～2029年3月31日)

新中期経営計画『*Make the HOKKAIDO Way* 1st stage ～今はまだ無い“Way”を私たちがつくる～』では、5つの全体戦略に基づき収益性や健全性、効率性などの持続可能性に重要と考えられる以下の目標を掲げ、各種施策に取り組んでおります。

戦略5つの柱	戦略の方向性	2028年度計画（最終年度）
北海道密着戦略	「北海道に特化」という明確なポジションを貫き、北海道らしい成長の実現を支援する	<政策金利シナリオ> 2027年1月 0.75% ⇒ 1.00% 2028年1月 1.00% ⇒ 1.25% 親会社株主に帰属する当期純利益 500億円程度 連結ROE ^{※1} 11%程度 連結コアOHR 50%程度 連結RORA ^{※2} 1.24%
完全デジタル化戦略	加速度的に進化するAI・DXの変化を捉え、当行サービスの将来軸とする	
ロイヤルティ向上戦略	当行ファン、ヘビーユーザーを増やし、その期待・ニーズに応える	
非金融・多角化戦略	ファイナンスに留まらない、北海道の発展と道民の幸せにつながる、あらゆる事業を探索	
人財・組織変革戦略	従業員満足No.1を目指すとともに、4戦略を実現させるための人財の強化と組織の構築	

※1 純資産ベースおよび株主資本ベース

※2 親会社株主に帰属する当期純利益÷連結ベースのリスクアセット 2025年度は0.73%程度

2026年度株主優待のご案内

当行では、株主の皆さまからの日ごろのご支援に感謝するとともに、当行株式への投資魅力を高め、株主の皆さまにより多く、より長く当行株式を保有していただくことと、地域振興のために北海道の特産品を優待品として全国の株主さまにお届けし、北海道の魅力を感じていただきたいとの思いから、株主優待制度を実施しております。

《お申し込みについて》

対象となる株主さまへ、6月中旬ごろに郵送にてご案内させていただきます。

《対象となる株主さま》

基準日（毎年3月31日）時点の、当行株主名簿に記録された1,500株以上を保有する株主さまのうち、継続して1年以上保有している株主さま

《株主優待制度の内容》

保有株式数および継続保有期間（※）に応じて、北海道の特産品の送付、または北海道の特産品を掲載した専用カタログから選択したご希望の品を送付いたします。

保有株式数	継続保有期間	優待品
1,500株以上2,500株未満	1年以上5年未満	2,000円相当の北海道特産品
	5年以上	3,000円相当の北海道特産品
2,500株以上5,000株未満	1年以上5年未満	3,000円相当のカタログギフト
	5年以上	6,000円相当のカタログギフト
5,000株以上	1年以上5年未満	6,000円相当のカタログギフト
	5年以上	9,000円相当のカタログギフト

※1年以上継続保有とは、基準日の前年の3月31日、6月30日、9月30日、12月31日および基準日（該当年の3月31日）現在の株主名簿に同一株主番号で連続して5回以上記録されていることといたします。

5年以上継続保有とは、基準日の5年前の3月31日から基準日（該当年の3月31日）までの間（以下「継続保有判定期間」といいます。）、毎年3月31日、6月30日、9月30日、12月31日現在の当行株主名簿に同一株主番号で連続して21回以上記録されていることといたします。なお、2025年3月31日以前の株主名簿には6月30日および12月31日の記録が存在しないため、継続保有判定期間に2025年3月31日以前の期間が含まれている場合、当該期間については、同一年の3月31日および9月30日の株主名簿に同一株主番号で連続して記録されていれば、同年の6月30日および12月31日現在の当行株主名簿にも同一株主番号で連続して記録されていたものとみなします。

※詳細は、当行ホームページをご覧ください。 URL：<https://www.hokuyobank.co.jp/ir/shareholder/>

株主・投資家の皆さま → 株式・株主総会情報 → 株主優待制度



株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の配当の件

当行は、銀行業の公共性に鑑み、経営の健全性確保の観点から、自己資本比率の動向・業績の動向・経営環境の変化などに留意しつつ、株主の皆さまへ総合的な利益還元を行うことを基本方針としております。

2026年3月期につきましては、この方針の下、期末の剰余金の配当を次のとおりとさせていただきます。

- (1) 配当財産の種類
金銭といたします。
- (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額
普通株式 1株につき金 8.5円 総額 3,190,265,186円
- (3) 剰余金の配当が効力を生ずる日
普通株式 2026年6月26日

この結果、第1四半期配当金、第2四半期配当金、第3四半期配当金（各期、普通株式1株につき6.5円）を加えました当期の年間配当金は普通株式1株につき28.0円となり、2026年4月28日に公表した配当予想通りとなります。

<株主還元方針>

〔普通配当金〕

安定的な配当実施の観点から、1株当たり年間10円の配当を維持しつつ、配当性向を40%以上とする。

〔自己株式の取得〕

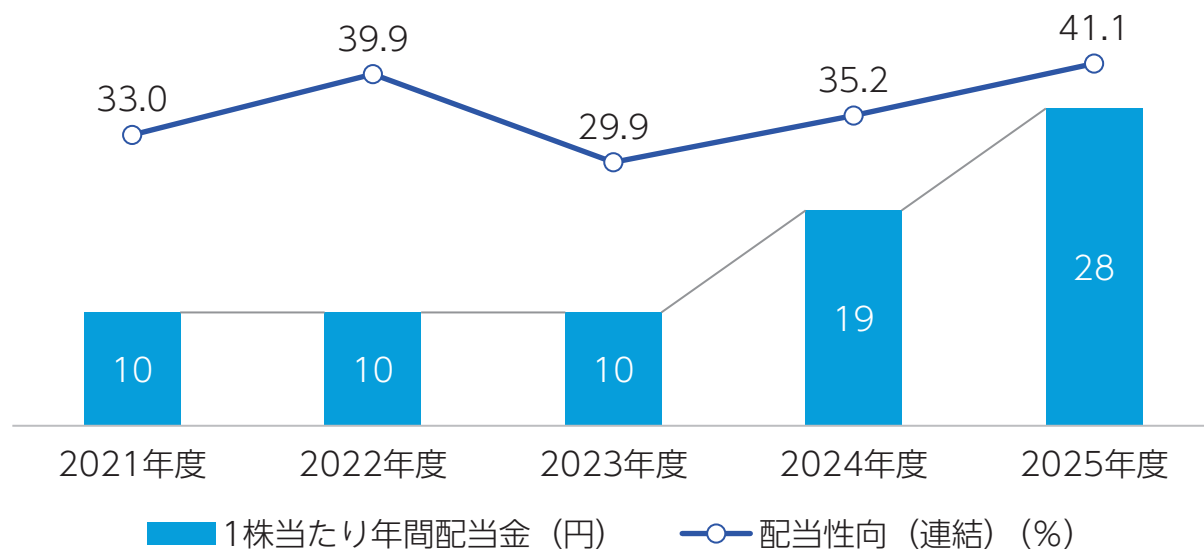
自己資本比率の水準、業績見通しや外部環境等を勘案し、総還元性向（※）の目安を50%として、自己株式の取得を柔軟かつ機動的に実施する。

〔四半期配当制度〕

いち早く経営成績を還元できるように、四半期毎に配当を実施する。

※ 総還元性向 = (年間の配当金総額 + 自己株式取得総額) ÷ 親会社株主に帰属する当期純利益

<ご参考> 1株当たり年間配当金および配当性向の推移



第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役6名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者につきましては、指名の客観性を確保するため、独立社外取締役が過半数を占める指名・報酬等経営諮問委員会における審議を経て取締役会で決定しております。

なお、本議案につきましては、監査等委員会において検討がなされましたが、特段指摘すべき事項はございませんでした。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	当行における地位	候補者属性	担当
1	やすだみつはる 安田光春	取締役会長	男性 再任	グループ統制
2	つやまひろのぶ 津山博恒	取締役頭取 (代表取締役)	男性 再任	最高経営責任者（CEO）兼 最高人事責任者（CHRO） (秘書室、人事部、ロイヤルティ向上推進室)
3	ますだひとし 増田仁志	取締役副頭取 (代表取締役)	男性 再任	最高営業推進責任者（CBPO） (コンサルティング事業本部)
4	やまだあきら 山田明	常務取締役	男性 再任	最高リスク責任者（CRO） (リスク統括部、法務コンプライアンス部、融資部)
5	よねたかずし 米田和志	常務取締役	男性 再任	最高企画責任者（CSO）兼 最高財務責任者（CFO） (経営企画部、北海道成長事業本部、デジタル事業本部、市場営業部)
6	こうべとしあき 神戸俊昭	社外取締役 (取締役会議長)	男性 再任 社外独立	—

- (注) CEO (Chief Executive Officer) : 最高経営責任者
 CBPO (Chief Business Promotion Officer) : 最高営業推進責任者
 CFO (Chief Financial Officer) : 最高財務責任者
 CSO (Chief Strategy Officer) : 最高企画責任者
 CHRO (Chief Human Resources Officer) : 最高人事責任者
 CRO (Chief Risk Officer) : 最高リスク責任者

候補者番号

1

やすだ みつはる

安田 光春

(1959年10月5日生)

男性

再任



所有する当行の株式数

137,400株

取締役会への出席状況

14回/14回 (100%)

取締役在任年数

12年

略歴、当行における地位

1983年4月 株式会社北洋相互銀行(現 当行) 入行
2013年6月 同 執行役員融資第一部長
2014年6月 同 取締役経営企画部長
2016年6月 同 常務取締役
2018年4月 同 取締役頭取
2021年6月 北海道旅客鉄道株式会社 社外監査役(現任)
2024年4月 当行 取締役会長(現任)

重要な兼職の状況

北海道旅客鉄道株式会社 社外監査役

取締役候補者とした理由

融資第一部長、経営企画部長などを歴任し、銀行業務に関する高い知見と豊富な経験を有しております。2018年4月から2024年3月まで頭取、2024年4月より会長としてその職務・職責を適切に果たしており、引続き当行グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上、地域経済への貢献が期待できると判断し、取締役候補者としてしました。

候補者番号

2

つやま ひろのぶ

津山 博恒

(1968年2月17日生)

男性

再任



所有する当行の株式数

32,800株

取締役会への出席状況

14回/14回 (100%)

取締役在任年数

3年

略歴、当行における地位

1991年4月 株式会社北海道拓殖銀行入行
1998年11月 当行入行
2019年4月 同 執行役員経営企画部長
2020年4月 同 執行役員本店営業部副本店長
2021年6月 同 常務執行役員帯広中央支店長兼帯広西支店長兼帯広南支店長
2023年6月 同 常務取締役
2024年4月 同 取締役頭取(現任)

取締役候補者とした理由

経営企画部長、帯広中央支店長などを歴任し、銀行業務に関する高い知見と豊富な経験を有しております。2024年4月より頭取に就任し、当行の取締役として経営の重要事項の決定及び業務執行に対する監督など役割を適切に果たしています。当行グループの将来像を見据えた新たな発想の下、引続き当行グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上、地域経済への貢献が期待できると判断し、取締役候補者としてしました。

候補者番号

3

ますだ ひとし
増田 仁志 (1964年10月30日生)

男性 再任



所有する当行の株式数

38,700株

取締役会への出席状況

14回/14回 (100%)

取締役在任年数

5年

略歴、当行における地位

1987年4月 株式会社北洋相互銀行 (現 当行) 入行
2017年4月 同 執行役員苫小牧中央支店長
2019年4月 同 常務執行役員帯広中央支店長
2021年6月 同 常務取締役
2022年6月 同 専務取締役
2024年6月 同 取締役副頭取 (現任)
2025年3月 中道リース株式会社 社外監査役 (現任)

重要な兼職の状況

中道リース株式会社 社外監査役

取締役候補者とした理由

苫小牧中央支店長、帯広中央支店長などを歴任し、銀行業務に関する高い知見と豊富な経験を有しております。2024年6月より副頭取として、その職務・職責を適切に果たしております。当行グループの将来像を見据えた新たな発想の下、引続き当行グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上、地域経済への貢献が期待できると判断し、取締役候補者となりました。

候補者番号

4

やまだ あきら
山田 明 (1966年7月2日生)

男性 再任



所有する当行の株式数

17,600株

取締役会への出席状況

14回/14回 (100%)

取締役在任年数

4年

略歴、当行における地位

1990年4月 株式会社北海道拓殖銀行入行
1998年11月 当行入行
2019年4月 同 執行役員本店営業部副本店長
2020年3月 同 執行役員本店営業部副本店長兼法人営業部長
2020年4月 同 常務執行役員函館中央支店長兼末広町支店長
2022年4月 同 常務執行役員法人推進部長兼ソリューション部長
2022年6月 同 取締役
2024年6月 同 常務取締役 (現任)

取締役候補者とした理由

本店営業部副本店長、函館中央支店長などを歴任し、銀行業務に関する高い知見と豊富な経験を有しております。2024年6月から常務取締役として、その職務・職責を適切に果たしております。当行グループの将来像を見据えた新たな発想の下、引続き当行グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上、地域経済への貢献が期待できると判断し、取締役候補者となりました。

候補者番号

5

よね た かず し
米田 和志 (1965年3月27日生)

男性 再任



所有する当行の株式数

21,800株

取締役会への出席状況

14回/14回 (100%)

取締役在任年数

3年

略歴、当行における地位

1989年 4月 株式会社北海道拓殖銀行入行
1998年 11月 当行入行
2020年 6月 同 執行役員ソリューション部長
2021年 6月 同 常務執行役員ソリューション部長兼法人推進部長
2022年 4月 同 常務執行役員函館中央支店長兼末広町支店長
2023年 6月 同 取締役
2024年 6月 同 常務取締役 (現任)
2025年 6月 株式会社北海電工 社外取締役 (現任)

重要な兼職の状況

株式会社北海電工 社外取締役

取締役候補者とした理由

ソリューション部長、法人推進部長などを歴任し、銀行業務に関する高い知見と豊富な経験を有しております。2024年6月から常務取締役として、その職務・職責を適切に果たしております。当行グループの将来像を見据えた新たな発想の下、引続き当行グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上、地域経済への貢献が期待できると判断し、取締役候補者となりました。

候補者番号

6

こうべ

神戸

としあき

俊昭

(1964年1月9日生)

男性

再任

社外
独立



所有する当行の株式数

－株

取締役会への出席状況

14回／14回 (100%)

取締役在任年数

3年

略歴、当行における地位

- 1988年 4月 株式会社北海道拓殖銀行入行
- 1997年12月 同 退職
- 2002年10月 弁護士登録
- 2006年10月 神戸法律事務所開設
- 2009年 1月 弁護士法人神戸法律事務所開設
- 2014年10月 弁護士法人神戸・万字・福田法律事務所に名称変更 代表社員 (現任)
- 2018年 6月 日本グランド株式会社社外取締役 (現任)
- 2023年 6月 当行社外取締役 (現任)

重要な兼職の状況

弁護士法人神戸・万字・福田法律事務所 代表社員、日本グランド株式会社 社外取締役

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

弁護士として第一線で活躍しており、法務に関し豊富な経験と専門的知見を有し、2024年6月からは取締役会議長を務めております。当行グループはコンプライアンス経営を最優先に取り組みしており、引続き取締役会等において法務リスク、コンプライアンスに加え企業法務実務を通じた経営への積極的な提言や建設的な議論、経営の監督への貢献を期待できると判断し、社外取締役候補者としてしました。

- (注) 1. 各候補者と当行との間には、現在、特別の利害関係はありません。
2. 神戸俊昭氏と当行との間で、会社法第427条第1項の規定による責任限定契約を締結しており、同氏の再任が承認された場合、当行は同氏との間の当該契約を継続する予定であります。
責任限定契約の概要は以下のとおりであります。
- ・ 社外取締役として任務を怠ったことにより当行に損害を与えた場合において、その職務を行うにあたり善意でかつ重大な過失がない場合には、次の限度額を限度としてその責任を負う。
 - ・ 当該賠償責任限度額は、「2,000万円または法令の定める額（会社法第425条第1項に定める最低責任限度額）のうちいずれか高い額」とする。
3. 当行は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、各取締役候補者の選任が承認された場合は、当該保険契約の被保険者となります。
また、当該保険契約は、次回保険期間満了時においても更新を予定しております。
役員等賠償責任保険契約の概要は以下のとおりであります。
- ・ 保険料は全額当行が負担しております。
 - ・ 当該保険契約の内容の概要は、被保険者が、その職務の執行に関する責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により保険会社がてん補するものであり、1年毎に契約を更新しております。
 - ・ 当該保険契約においては、てん補する額の限度額および一定の免責金額等を設けることにより、当該役員の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じております。
4. 社外取締役候補者に関する会社法施行規則第74条第4項に定める事項
- ① 神戸俊昭氏は、社外取締役候補者であります。
 - ② 神戸俊昭氏は、過去に社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、「社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要」に記載のとおり、社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。
 - ③ 神戸俊昭氏は、証券取引所の独立性基準に関して当行が定める具体的判断基準（後掲、以下「独立性判断基準」といいます。）に照らし、業務執行を行う経営陣からの独立性を有していることから、同氏を東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の2および札幌証券取引所の企業行動規範に関する規則第5条の2に定める独立役員として指定しておりますが、同氏の再任が承認された場合、指定を継続する予定であります。
なお、当行は神戸俊昭氏が代表社員を務める弁護士法人神戸・万宇・福田法律事務所および同氏が社外取締役を務める日本グランド株式会社と通常の営業取引がありますが、当行の独立性判断基準に定める「主要な取引先」（直近事業年度における当行の連結業務粗利益または取引先の連結総売上高の2%以上を占める取引がある先等）等に該当するものではなく、同氏の独立性に影響を及ぼす関係ではありません。
 - ④ 神戸俊昭氏の社外取締役としての在任期間は、本総会の終結の時をもって3年となります。

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役5名のうち、押野均、西田直樹、谷口雅子および田原咲世の4名は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。本議案が承認可決されますと、監査等委員である取締役は1名減員の4名体制となりますが、常勤監査等委員が1名いるほか、内部監査部門と密に連携を行っており、監査の実効性は引き続き確保できるものと判断しております。

取締役候補者につきましては、指名の客観性を確保するため、独立社外役員が過半数を占める指名・報酬等経営諮問委員会における審議を経て取締役会で決定しております。また、本議案に関しましては監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	当行における地位	候補者属性			担当
1	たはら さくよ世 田原 咲世	社外取締役	女性	再任	社外独立	—
2	はしもと こう幸 橋本 幸	—	男性	新任	社外独立	—
3	あおやま ひろこ子 青山 祥子	—	女性	新任	社外独立	—

(注) 田原咲世氏の戸籍上の氏名は、池田咲世であります。

青山祥子氏の戸籍上の氏名は、小嶋祥子であります。

候補者番号

1

たはら さくよ
田原 咲世

(1968年6月21日生)

女性

再任

社外
独立



略歴、当行における地位

1994年 4 月 旧労働省入省
1998年 4 月 厚生労働省北海道労働局女性労働者福祉専門官
2006年 4 月 同 職業安定部需給調整指導官
2008年 4 月 社会保険労務士登録 北桜労働法務事務所開設（現任）
2012年 8 月 北広島市都市計画審議会委員
2023年 6 月 当行社外取締役（現任）

所有する当行の株式数

－株

監査等委員会への
出席状況

14回／14回（100%）

取締役在任年数

3年

重要な兼職の状況

北桜労働法務事務所 代表

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

社会保険労務士の業務に長年従事しており、企業の労働環境や人事制度に関する専門的知見を有しております。その豊富な経験と知見を活かし、引続き取締役会等において人材育成やダイバーシティへの取組みにおける積極的な提言や人財戦略の議論を通じ、経営の監督への貢献を期待できるとともに、客観的・中立的な監査の遂行による経営の健全性確保への貢献も期待できると判断し、監査等委員である社外取締役候補者としました。

(注) 田原咲世氏の戸籍上の氏名は、池田咲世であります。

候補者番号

2

はしもと
橋本

こう
幸

(1964年10月15日生)

男性

新任

社外
独立



所有する当行の株式数

一株

監査等委員会への
出席状況

—

取締役在任年数

—

略歴、当行における地位


1992年4月 北海道開発庁入庁
2019年4月 北海道旅客鉄道株式会社 執行役員 総合企画本部副本部長（出向）
2020年7月 国土交通省北海道開発局建設部長
2021年7月 同 北海道開発局長
2022年7月 同 北海道局長（2024年7月退任）
2024年12月 一般社団法人北海道開発技術センター顧問
2025年5月 同 理事長（現任）

重要な兼職の状況

一般社団法人北海道開発技術センター 理事長

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

北海道開発行政において要職を歴任し、建設、観光、地域開発、まちづくりに関する深い知見を有しております。また、北海道旅客鉄道株式会社への出向経験があり、北海道新幹線延伸に伴う札幌駅周辺再開発に係る経営計画の策定を主導するなど、経営経験も有しております。これらの経験を当行グループの経営に対する監査・監督機能の一層の充実に活かすとともに、その幅広い知見・情報・スキルにより、当行グループの長期ビジョンおよび全体戦略の実現に向けた有益な助言が期待できると判断し、監査等委員である社外取締役候補者となりました。

<p>候補者番号 3</p>	<p>あおやま ひろこ 青山 祥子 (1976年11月17日生)</p>	<p>女性</p>	<p>新任</p>	<p>社外 独立</p>
 <p>所有する当行の株式数 — 株</p> <p>監査等委員会への出席状況 —</p> <p>取締役在任年数 —</p>	<p>略歴、当行における地位</p> <p>2001年10月 有限責任監査法人トーマツ札幌事務所入所 2005年7月 公認会計士登録 2010年11月 デロイトトーマツ税理士法人静岡事務所 2011年10月 デロイトトーマツ税理士法人札幌事務所 所長 (2013年6月退所) 2013年7月 有限責任監査法人トーマツ札幌事務所 (2022年9月退所) 2022年10月 公認会計士青山祥子事務所開設 (現任)</p> <p>重要な兼職の状況</p> <p>公認会計士青山祥子事務所 代表</p> <p>社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要</p> <p>公認会計士として長年有限責任監査法人トーマツで監査業務等に従事し、当該業務における豊富な経験と高い専門性を有しております。この豊富な経験と専門性を活かし、社外監査等委員の独立した立場から、当行グループの経営に対して、客観的かつ中立的な提言を行うとともに、実効的な業務執行等の監督を行い、経営の健全性確保と持続的成長の基盤づくりへの貢献も期待できると判断し、監査等委員である社外取締役候補者となりました。</p>			

(注) 青山祥子氏の戸籍上の氏名は、小嶋祥子であります。

以上

- (注) 1. 各候補者と当行との間には、現在、特別の利害関係はありません。
2. 田原咲世氏と当行との間で、会社法第427条第1項の規定による責任限定契約を締結しており、同氏の再任が承認された場合、当行は同氏との間の当該契約を継続する予定であります。また、橋本幸氏ならびに青山祥子氏の選任が承認された場合には、当行は両氏との間で会社法第427条第1項の規定による責任限定契約を締結する予定であります。
- 責任限定契約の概要は以下のとおりであります。
- ・ 社外取締役として任務を怠ったことにより当行に損害を与えた場合において、その職務を行うにあたり善意でかつ重大な過失がない場合には、次の限度額を限度としてその責任を負う。
 - ・ 当該賠償責任限度額は、「2,000万円または法令の定める額（会社法第425条第1項に定める最低責任限度額）のうちいずれか高い額」とする。
3. 当行は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、各取締役候補者の選任が承認された場合は、当該保険契約の被保険者となります。
- また、当該保険契約は、次回保険期間満了時においても更新を予定しております。
- 役員等賠償責任保険契約の概要は以下のとおりであります。
- ・ 保険料は全額当行が負担しております。
 - ・ 当該保険契約の内容の概要は、被保険者が、その職務の執行に関する責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により保険会社がてん補するものであり、1年毎に契約を更新しております。
 - ・ 当該保険契約においては、てん補する額の限度額および一定の免責金額等を設けることにより、当該役員職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じております。
4. 社外取締役候補者に関する会社法施行規則第74条の3第4項に定める事項
- ① 田原咲世氏、橋本幸氏、ならびに青山祥子氏は、社外取締役候補者であります。
 - ② 田原咲世氏、ならびに青山祥子氏は、過去に社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、「取締役候補者とした理由および期待される役割の概要」に記載のとおり、社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。
 - ③ 田原咲世氏は、独立性判断基準（次頁に掲載）に照らし、業務執行を行う経営陣からの独立性を有していることから、同氏を東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の2および札幌証券取引所の企業行動規範に関する規則第5条の2に定める独立役員として指定しておりますが、同氏の再任が承認された場合、指定を継続する予定であります。また、橋本幸氏ならびに青山祥子氏も、独立性判断基準に照らし、業務執行を行う経営陣からの独立性を有していることから、両氏の選任が承認された場合には、両氏を独立役員として指定する予定であります。
- なお、当行は橋本幸氏が理事長を務める一般社団法人北海道開発技術センターおよび同氏が執行役員を務めていた北海道旅客鉄道株式会社と通常の営業取引がありますが、いずれも当行の独立性基準に定める「主要な取引先」（直近事業年度における当行の連結業務粗利益または取引先の連結総売上高の2%以上を占める取引がある先等）等に該当するものではなく、同氏の独立性に影響を及ぼす関係ではありません。田原咲世氏および青山祥子氏の兼職先と当行との間には特別な関係はありません。
- また、青山祥子氏は、当行グループと業務委託等の取引がある有限責任監査法人トーマツおよびデロイトトーマツ税理士法人の業務執行者であったことがあります。また、同氏の二親等以内の親族がデロイトトーマツ税理士法人に現在所属しておりますが、当行グループと有限責任監査法人トーマツおよびデロイトトーマツ税理士法人との間の業務委託等取引額は、それぞれ過去3年平均で年間10百万円未満であるため、同氏の独立性に影響を及ぼすものではないと判断しております。
- ④ 田原咲世氏の社外取締役としての在任期間は、本総会の終結の時をもって3年となります。

<ご参考> 独立性判断基準

当行では、社外取締役が現在または過去1年以内において以下の要件のいずれにも該当しない場合に、当該社外取締役は独立性を有すると判断する。

1. 当行を主要な取引先（※1）とする者、またはその業務執行者（業務執行取締役、執行役その他の法人等の業務を執行する役員、または使用人をいう。以下同じ）
2. 当行の主要な取引先（※1）、またはその業務執行者
3. 当行から役員報酬以外に、多額（※2）の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者をいう。）
4. 当行の主要株主（※3）、またはその業務執行者
5. 当行が多額（※2）の寄付を行っている先、またはその業務執行者
6. 次に掲げるいずれかの者（重要（※4）な者に限る。）の近親者（※5）
 - (1) 上記1～5に該当する者
 - (2) 当行またはその子会社の業務執行者
 - (3) 当行またはその子会社の業務執行者でない取締役（監査等委員である社外取締役の独立性を判断する場合に限る。）

※1. 「主要な取引先」の定義（以下のいずれかに該当する先）

- a. 直近事業年度における当行の連結業務粗利益または取引先の連結総売上高の2%以上を占める取引がある先（但し、地方公共団体を除く。）
- b. 当行が当該取引先の最上位の借入先であり、かつ当行以外の金融機関からの調達が困難であると考えられる先

※2. 「多額」の定義

過去3年平均で、年間10百万円以上

※3. 「主要株主」の定義

当行の総議決権の10%以上の議決権を保有する株主

※4. 「重要」である者の例

- ・会社の役員・部長クラスの者
- ・上記3.の会計専門家・法律専門家については公認会計士・弁護士等の専門的な資格を有する者

※5. 「近親者」の定義

配偶者または二親等以内の親族

<ご参考>スキルマトリックスの見直しについて

北洋銀行グループは、経営理念を軸とした長期ビジョンの実現に向けて、取締役会が多様な知識・経験・能力を備えることが重要であると考えております。

そのため、経営戦略の推進に必要な要素と、銀行経営の基盤を支えるために求められる要素を体系的に整理し、社会課題への対応力や新たな価値創造力を重視したスキルマトリックスを構築してまいります。

2025年8月に公表した新たな長期ビジョン・ミッション、および全体戦略の5つの柱に基づき、「コンサルティング」スキルを「マーケティング・ブランド」と「新規事業開発・イノベーション」に変更し、スキルマトリックスの見直しを行いました。

取締役会は、経営の監督機能を一層強化するとともに、変化する事業環境に柔軟かつ迅速に対応できる体制を整備し、持続可能な企業価値向上を目指してまいります。

長期 ビジョン	Vision 北海道の魅力度・幸福度をともに日本一へ Mission 私たちは、 ー 従業員満足地銀グループNo.1を目指すことで、サービスの質とスピードの向上につなげます ー 北海道の豊かな自然を守るとともに、利活用を促進することで、北海道らしい成長をリードします ー 北海道のポテンシャル実現のために、全力で経営資源を提供します ー 資産形成サポートを通じ、道民と幸せを共有することに全力で挑みます						
	◆長期ビジョン・ミッションに紐づく全体戦略の5つの柱						
全体戦略	北海道密着戦略		完全デジタル化戦略		ロイヤルティ向上戦略	非金融・多角化戦略	人財・組織変革戦略
取締役会 が備える べきスキル 項目	SX・GX	地域振興	IT・DX	マーケティング・ブランド	新規事業開発・イノベーション	人的資本	
	◆銀行経営の基盤を支えるもの						
	企業経営・ガバナンス				法務コンプライアンス・リスク管理		
	市場運用				財務・会計		

<ご参考>取締役会スキルマトリックス（第170期定時株主総会后予定）

スキル 氏名・職位・性別				専門性・経験を発揮できる分野										
				銀行経営を支えるスキル				ビジョン・ミッション・戦略を牽引するスキル						
				企業経営・ガバナンス	法務コンプライアンス・リスク管理	市場運用	財務・会計	S X・G X	地域振興	I T・D X	マーケティング・ブランド	新規事業開発・イノベーション	人的資本	
取締役会	安田 光春	取締役会長	男性								●			
	津山 博恒	取締役頭取 (代表取締役)	男性	●								●		●
	増田 仁志	取締役副頭取 (代表取締役)	男性	●							●	●		
	米田 和志	専務取締役	男性			●	●	●	●	●			●	
	山田 明	常務取締役	男性		●									
	神戸 俊昭	社外取締役	男性		●									
	栗尾 史郎	取締役 監査等委員	男性	●	●									
	田原 咲世	社外取締役 監査等委員	女性											●
	橋本 幸	社外取締役 監査等委員	男性							●				
	青山 祥子	社外取締役 監査等委員	女性				●							

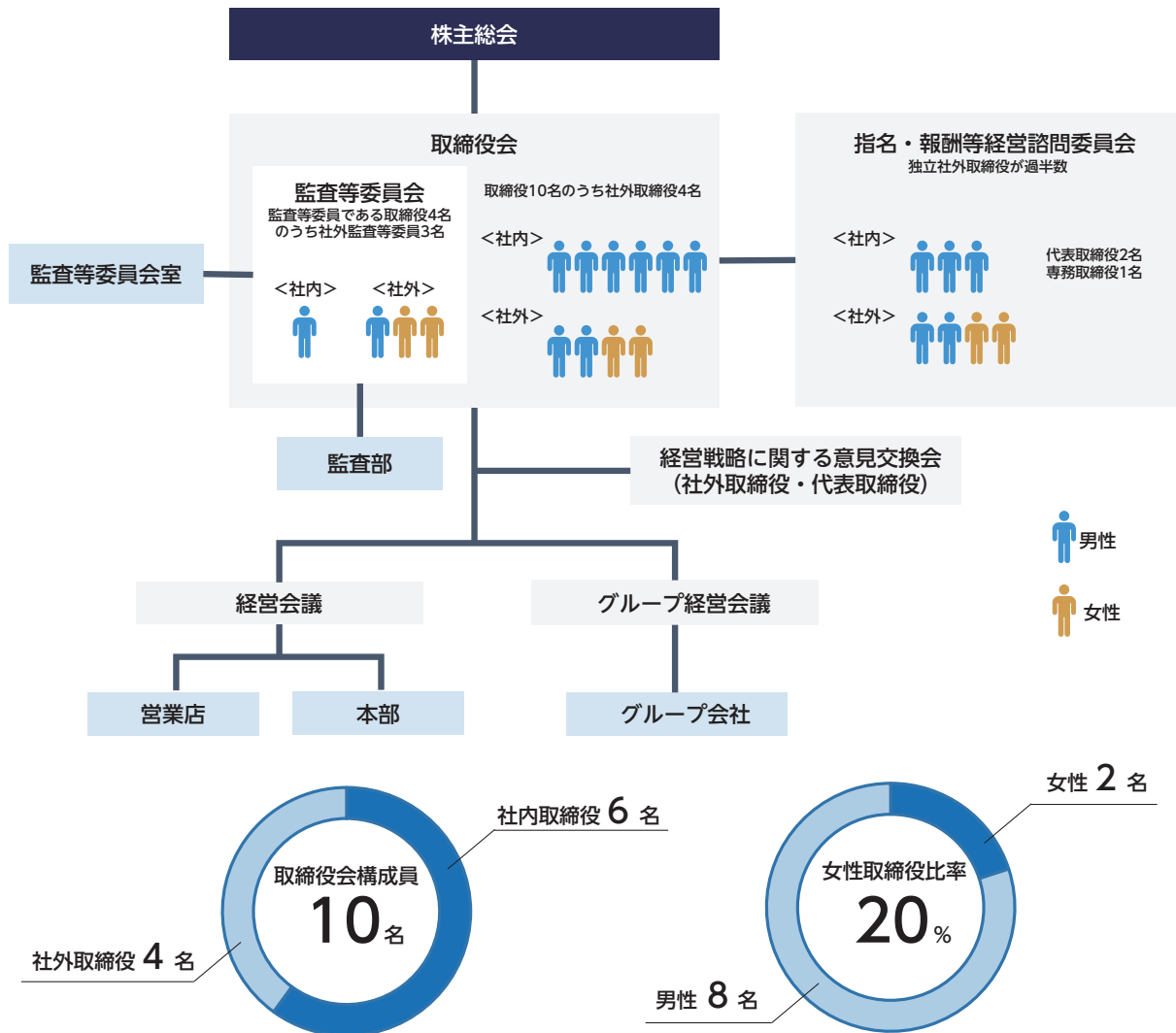
(注) 上記一覧表の色塗されたマスはスキルを有する項目、●印は専門性・経験を発揮を期待する項目を示しています。

なお、各取締役ならびに監査等委員が有する全ての経験・専門性を表すものではありません。

<スキルマトリックスにおける主な専門性・知見の選定理由は以下の通りです。>

企業経営・ガバナンス	北洋銀行グループは、グループ企業の経営やサステナビリティ・ESGに関する課題への対応に積極的に取り組んでいます。これらの課題解決には、ネットワーク構築をはじめとする先進的かつ専門的な知識・経験・能力が求められます。さらに、健全で透明性の高い経営体制の維持を目指し、ガバナンスに関する知識と実践経験が必要となります。
法務コンプライアンス・リスク管理	北洋銀行グループは、法令遵守とリスク管理の徹底を経営の基盤としています。法務知識やリスク評価・対応の経験が、企業の持続的成長に不可欠です。
市場運用	北洋銀行グループは、金融市場の変動に対応し、安定的な収益確保のため、市場運用の知識と経験を重視しています。資産運用やリスク管理の実績が求められます。
財務・会計	北洋銀行グループは、健全な財務体質の維持と経営判断の精度向上のため、財務会計の知識と実務経験を重視しています。
S X・G X	北洋銀行グループは、環境負荷の低減や持続可能なビジネスモデルの構築を目指しています。そのため、新事業やサステナブルローン、ファンド投資などに関する知識、経験、能力が必要となります。
地域振興	北洋銀行グループは、地域経済の活性化を経営の根幹と位置付けています。自治体や地元企業との連携、地域課題解決の経験は、地域密着型金融の実現に直結する重要な能力です。
I T・D X	北洋銀行グループは、金融サービスの高度化と効率化を目指し、I T・D X推進力を重視しています。利便性向上に資する商品開発や生産性向上のためのアライアンス形成に繋げる知識、経験、能力が重要となります。
マーケティング・ブランド	北洋銀行グループは、顧客基盤の拡大とブランド価値向上のため、マーケティング戦略の立案・実行力を重視しています。市場分析やプロモーション経験が競争力強化に寄与します。
新規事業開発・イノベーション	北洋銀行グループは、持続的成長のため、既存事業の枠を超えた新規事業創出やイノベーション推進力を重視しています。スタートアップ連携や新規事業立ち上げ経験が求められます。
人的資本	北洋銀行グループは、多様な人財の活用・育成、組織風土改革を企業価値向上の基盤としています。人財育成、報酬・給与、福利厚生等の人事全般、ダイバーシティ&インクルージョンの推進に関する専門的知見や実務経験が求められます。

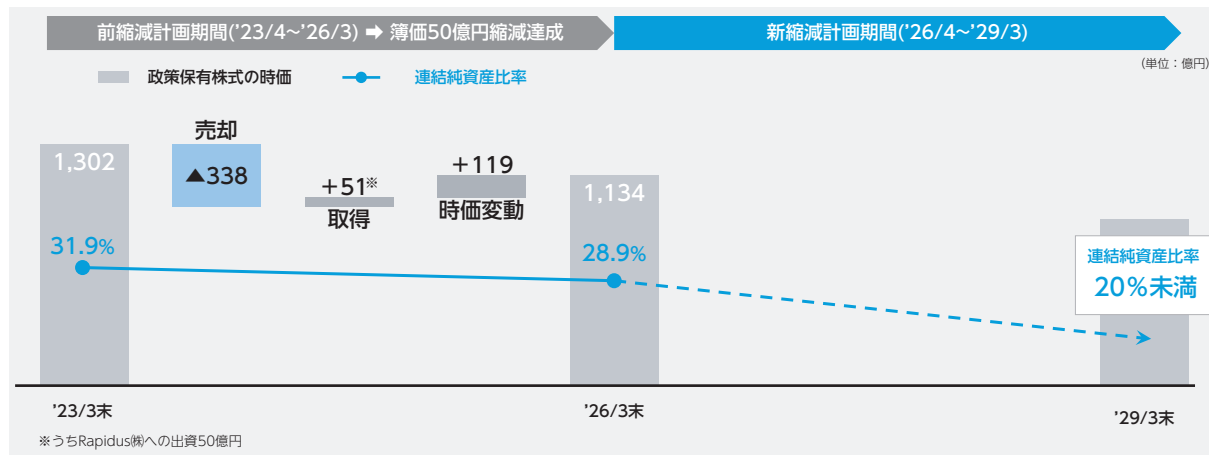
<ご参考> 第170期定時株主総会後の体制（予定）



<ご参考> 政策保有株式の縮減方針について

当行は、政策保有株式の縮減を進めるため、2025年度中に全ての上場先企業との間で縮減に向けた対話を実施し、その結果を踏まえて、政策保有株式の連結純資産比率（時価ベース）を2029年3月末までに20%未満とする縮減計画を新中期経営計画で定めています。

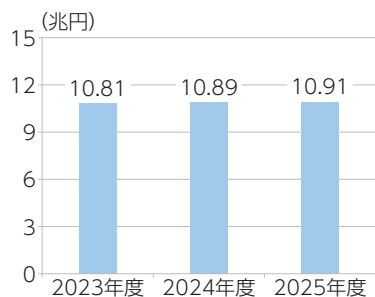
なお、政策保有株式の売却益については、有価証券ポートフォリオの再構築に加え、ROE・PBRの向上に資する成長投資および株主還元等に充当してまいります。



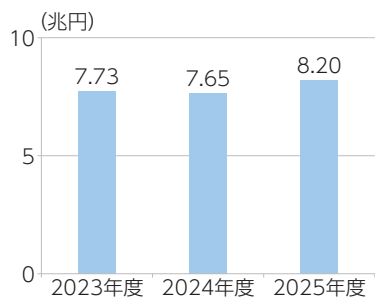
*うちRapidus株への出資50億円

財務・非財務ハイライト

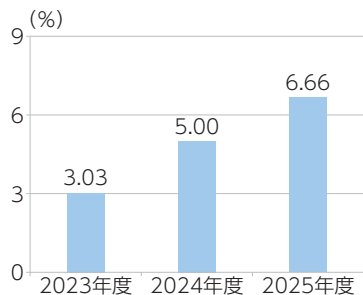
■預金・譲渡性預金平均残高（単体）



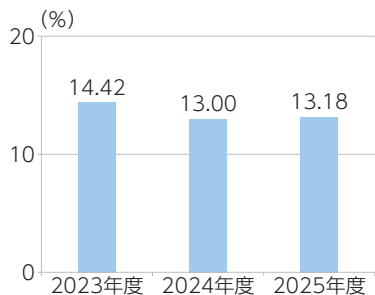
■貸出金平均残高（単体）



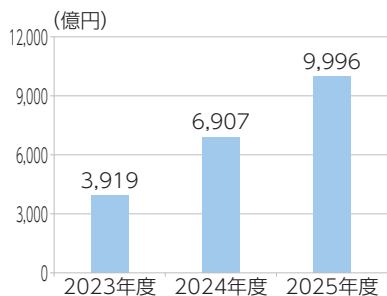
■ROE（連結）



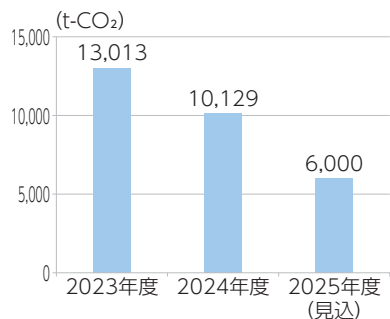
■自己資本比率（連結） ※2025年度：速報値



■サステナブルファイナンス^(※)累計実行額



■GHG排出量（Scope1+Scope2）



※気候変動への対応として脱炭素化社会への移行支援を行う「環境関連投資融資」+北海道における社会課題への解決に資する「社会関連投資融資」の総称

第170期（2025年4月1日から 2026年3月31日まで）事業報告

1 当行の現況に関する事項

(1) 企業集団の事業の経過及び成果等

<主要な事業内容>

当行グループは、当行、連結子会社6社及び投資事業組合等で構成され、預金業務、貸出業務、内国為替業務、外国為替業務、有価証券業務、投資信託・保険商品の販売業務等の銀行業務を中心に、リース業務、クレジットカード業務、証券業務、コンサルティング業務、人材紹介業務、M&Aアドバイザー業務などの金融サービスに係る事業を行っております。

<金融経済環境>

当連結会計年度におけるわが国の経済は、米国の通商政策の影響を受けながらも緩やかに回復しています。個人消費は、雇用・所得環境の改善や各種物価高対策が下支えとなり、持ち直しの動きがみられます。設備投資は、企業収益の改善を背景に、緩やかに持ち直しております。住宅投資は、建築基準法改正に伴う駆け込み需要の反動により、弱含んでいます。公共投資は、底堅く推移しています。輸出は、おおむね横ばい圏内で推移しています。

企業物価、消費者物価は、ともに伸び率を鈍化させつつも上昇しています。金融面では、無担保コールレートは、金融政策の変更を受けて0.7%台前半で推移いたしました。新発10年物国債利回りは、2.3%台後半に上昇しました。対ドル円相場は、150円台後半となりました。年度末にかけては、中東情勢により国際資源価格の上昇や為替に影響がみられました。

次に北海道経済を見ますと、緩やかな回復に足踏みがみられます。個人消費は、物価高の影響を受けつつも緩やかに持ち直しています。住宅投資は、建築基準法改正に伴う駆け込み需要の反動および建築費高騰により、減少しています。設備投資は、持ち直しの動きがみられます。公共投資は、増加しています。観光関連は、国内需要の回復に足踏みがみられます。雇用情勢は、人手不足感が強まっています。

<事業の経過及び成果>

このような経済環境の中、当行グループの社会的責務は、北海道の持続可能な未来のために貢献することと考えております。お客さま本位を徹底し、お客さま・地域の多様化するニーズや課題に対し、金融仲介機能の発揮はもとより、グループの総力を結集した多彩なサービス・ソリューションの提供に努め、結果として当行グループの企業価値の向上につながるよう、様々な営業施策に取り組んでまいりました。その結果、当行グループの連結業績は次のとおりとなりました。

① 主要勘定残高

2026年3月末の主要勘定残高（連結）につきましては、以下のとおりとなりました。

〔預金・譲渡性預金〕

預金・譲渡性預金は、大口取引先の大型設備投資における法人預金減少の影響などにより、11兆1,587億円と前年比116億円減少（▲0.1%）いたしました。

〔貸出金〕

貸出金は、大中堅企業向け貸出が伸長した結果、8兆364億円と前年比1,802億円増加（+2.2%）いたしました。

〔有価証券〕

有価証券は、2兆5,455億円と前年比531億円減少（▲2.0%）いたしました。

〔総資産〕

総資産は、13兆2,713億円と前年比1,754億円減少（▲1.3%）いたしました。

〔純資産〕

純資産は、3,916億円と前年比72億円増加（+1.8%）いたしました。

また、連結自己資本比率（国内基準、速報値）は、13.18%となりました。

② 損益の状況

当連結会計年度の連結決算につきましては、以下のとおりとなりました。

〔連結〕

連結経常収益は、2,359億円と前年比852億円増加いたしました。連結経常費用は、1,983億円と前年比758億円増加いたしました。

この結果、連結経常利益は375億円と前年比94億円増加し、親会社株主に帰属する当期純利益は256億円と前年比49億円増加いたしました。

当行グループの中核である株式会社北洋銀行の単体決算につきましては、以下のとおりとなりました。

〔単体〕

経常収益は、2,068億円と前年比836億円増加いたしました。このうち資金運用収益は、貸出金利息の増加を主因に1,200億円と前年比318億円増加いたしました。

経常費用は、1,709億円と前年比743億円増加いたしました。このうち資金調達費用は、預金支払利息の増加を主因に253億円と前年比166億円増加いたしました。貸倒引当金繰入額につきましては、37億円と前年比11億円増加いたしました。

この結果、経常利益は359億円と前年比93億円増加し、当期純利益は251億円と前年比50億円増加いたしました。

③ 営業施策

当行グループは、経営理念に掲げる「お客さま本位の徹底」の下、長期ビジョン・ミッションと中期経営計画で掲げた5つの全体戦略に基づき、お客さま・地域の多様化するニーズや課題に沿った最適なサービスやソリューションの提供を通じて、さまざまな課題の解決に積極的に取り組んでおります。

■個人のお客さまに向けた取組み

【北海道密着戦略×完全デジタル化戦略×ロイヤルティ向上戦略】

人生100年時代・インフレ環境の中で、お客さまの「資産形成・資産運用」を支えることを重要なミッションと位置付け、預金、ローン、NISA、投資信託、保険、相続などワンストップでご相談にお応えし、最適なライフプランニングのサポートに努めております。

その取組みの一環として、多様化するお客さまの生活スタイルに応じ、新たな接点の拡大を進めております。デジタルチャネルとして特に注力している「北洋銀行アプリ」では、使いやすさや取引機能の拡充を順次進めており、ご利用者数が前年の1.6倍の57万人（2026年3月末現在）となったほか、地方銀行が提供するアプリで最も高いストア評価をいただき、「App Ape Award 2025」の特別賞（地域アプリ賞）を受賞しております。また、NISAなどのご相談にいつでもお応えできるよう、休日でもご対応可能な専用フリーダイヤルのご案内や相談会の開催を強化しているほか、各種デジタルサービスのサポートを主とするインスタブランチの展開、ATMの札幌市営地下鉄全駅設置や他行との相互無料提携による利用拠点の拡大など、多様なチャネルを整備し、お客さまの利便性向上に取り組んでおります。

加えて、住宅ローンでは、デジタル化の進展を見据えたWEB完結化への取組みや若年層の返済負担を勘案した50年ローンの展開のほか、預金サービスでは、お子さまのご生誕や退職金・年金・相続金のお受取りに伴う優遇商品など、各ライフステージに応じて最適なサービスをご提供しております。

■法人のお客さまに向けた取組み

【北海道密着戦略×完全デジタル化戦略×非金融・多角化戦略】

法人・事業者さまへは、日頃からの深度ある対話を通じ、サステナブルな経営をともに実現するパートナーとして、将来ビジョンの共有や金融に留まらない経営課題の特定と解決に取り組んでおります。

課題解決に向けた取組みとしては、子会社である株式会社北海道共創パートナーズとの連携を中心に、人手不足の解決につながる人材紹介やファンド出資などによるスタートアップ支援、事業承継・事業再生支援のほか、DX/AIサービス・ツールの導入支援や脱炭素化を後押しするファイナンス・預金商品・可視化ツールの提供など、営業店・本部・グループ会社・外部専門家が一体となった伴走型支援を行うことで、広範かつ高度なコンサルティングやソリューションを提供しております。

また、営業活動においては、生成AIを活用することで、業務の最適化に努めており、多面的かつ密度の高い提案を図っております。

■地域の活性化に向けた取組み

【北海道密着戦略×非金融・多角化戦略】

当行グループは、「北海道に特化」という明確なポジショニングを貫き、道内トップの顧客基盤とネットワーク・資本力を活かしつつ、北海道の強みである農業・観光分野をはじめ、GX（グリーントランスフォーメーション）・半導体といった成長分野に経営資源を全力で提供することや自治体・地域パートナーとの連携強化などにより、北海道らしい成長をリードすることをミッションとしております。

半導体関連では、2025年9月に千歳市との包括連携協定を締結しており、次世代半導体製造を軸にした関連産業の集積化など幅広い分野によるまちづくりを共に推進しております。また、GX分野では、2026年3月にTeam Sapporo-Hokkaidoが掲げる8つの重点GX領域および再生可能エネルギーに関連する北海道内のプロジェクトを投資対象として「スパークス札幌・北海道GXファンド」に対する出資を地域パートナーと共に行っております。

新たな取組みとしては、農業分野において、当行グループ自らが参入することや農業の担い手育成のために、働きながら通える農業スクール事業を開始していく予定です。また、北海道の成婚ニーズをサポートするための結婚相談所や道内企業・自治体にAI活用を推し進めるための事業も進めております。

このように、地域連携や北海道のための取組みを主体的に進めていくことを通じて、「まちづくり」のメインプレイヤーとなり、北海道の持続的な成長に貢献してまいります。

④ サステナビリティへの取組み

当行グループは、気候変動への対応と生物多様性保全を重要な経営課題と位置づけ、長期ビジョンを達成するためのミッションの1つとして、「北海道の豊かな自然を守るとともに、利活用を促進することで、北海道らしい成長をリードします」を掲げております。

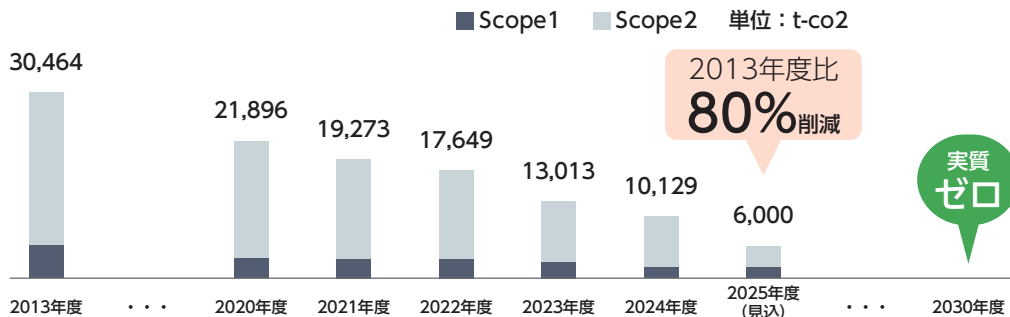
北海道の脱炭素社会の実現に向けた取組みとして、自社の脱炭素に加えお客さまの脱炭素支援を行っております。環境・社会課題の解決に資する投融資であるサステナブルファイナンスに積極的に取り組んでいるほか、お客さまのGHG排出量可視化支援や脱炭素コンサルティング、J-クレジットの創出支援を進めております。

北海道の豊かな自然環境を守りながら生物多様性の保全や増進を図る取組みとして、ほっくーネイチャーポジティブ基金による支援やお客さまの自然共生サイトへの登録支援に取り組んでおります。今後も脱炭素の実現や北海道のネイチャーポジティブへの貢献により、持続可能な社会の実現に取り組んでまいります。

【北海道の脱炭素社会の実現に向けた取組み】

(1) 当行グループのGHG排出量削減

地域社会の脱炭素をより一層促進していくため、当行グループのGHG排出量（Scope1・2）については、「2030年度までにネットゼロ」という目標を掲げております。2025年度は、省エネルギー設備への更新やカーボンフリー電力・ガスの導入により、2013年度比△80%程度まで削減が進んでおります。

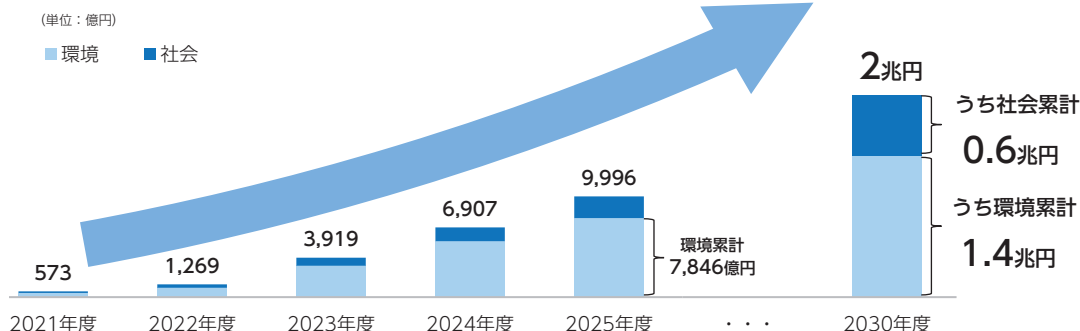


(2) サステナブルファイナンス

これまでの環境関連投融資に、北海道における社会課題への解決に資する投融資（※）を加え、名称をサステナブルファイナンスへ変更しました。環境関連と同様に過去実績を含め、新たな目標を2兆円に引き上げております。

2021年度から2025年度までの累計実行額は、9,996億円となりました。全国随一である再生可能エネルギーのポテンシャルを活かしたGX関連投融資等を通じて実行額を積み重ねてまいります。

サステナブルファイナンス累計実行額



※社会課題への解決に資する投融資は、半導体関連産業への支援、新産業育成（創業・スタートアップ）、製造業の合理化支援、食・観光への支援強化等

【北海道のネイチャーポジティブに向けた取組み】

(1) ほっくーネイチャーポジティブ基金

北海道の生物多様性保全を目的として「ほっくー基金」を2010年に設立し、道内の希少種保護や生息環境整備等に取り組む様々な団体を助成金により幅広く支援しております。基金設立以来、これまで延べ204先1億60万円を助成してまいりました。

2026年度の公募より、これまでの保全活動の支援に加え、生物多様性を増進させる活動への支援を強化することを目的として、本助成制度の名称を「ほっくーネイチャーポジティブ基金」へと変更し、新たな助成コースを追加いたしました。

ほっくーネイチャーポジティブ基金の主な原資は、通帳レス口座の利用による北洋銀行アプリなど通帳デジタル化による紙通帳の印刷コスト相当額等を拠出しております。

【ほっくーネイチャーポジティブ助成団体「NPO法人キウシト湿原・登別」体験学習の様子】



(2) 自然共生サイトへの登録

当行が保有している山林(京極町・新十津川町)では、希少な動植物が生息していることが確認できており、その自然環境を維持・保全していくため、環境省が認定する自然共生サイト(※)に登録すべく検討を進めております。また、北海道にその取組みを広げていくため、お客さまが保有する山林の現地調査および補助金を活用した実施計画の策定、自然共生サイトへの登録支援にも取り組んでまいります。

※民間の取組み等によって生物多様性の保全が図られている区域を環境省が認定する制度

【当行の山林の様子～ニホンザリガニやサップロマイマイ等の希少種を確認】



<対処すべき課題>

当行グループが営業基盤とする北海道は、少子高齢化を伴う人口減少の加速や後継者不在による事業所数の減少といった構造的な課題を抱えております。しかし、一方で再生可能エネルギーを中心としたGX（グリーントランスフォーメーション）の進展や、次世代半導体製造企業の進出を契機とした関連産業の集積など、大きなチャンスも訪れております。

また、金融業界を取り巻く環境は、中東情勢悪化等の地政学リスクの顕在化やそれに伴う原油高・物価上昇の影響、金融政策変更に伴うマーケットの変動、DX/AIの急速な進展、カーボンニュートラルへの対応、さらに人生100年時代への備えなどを背景に刻々と変化しております。

このような環境下において、当行グループは、経営理念の下に10年後の目指す姿として掲げた長期ビジョン「北海道の魅力度・幸福度をともに日本一へ」と4つのミッションに基づき、5つの全体戦略【①北海道密着戦略 ②完全デジタル化戦略 ③ロイヤルティ向上戦略 ④非金融・多角化戦略 ⑤人財・組織変革戦略】を柱として策定した、新中期経営計画「***Make the HOKKAIDO Way 1st stage ~今はまだ無い“Way”を私たちがつくる~***」（計画期間2026年4月～2029年3月）を着実に実践することで、当行の企業価値の向上（経済的価値と社会的価値の両立）を図り、北海道の持続可能な未来の実現に貢献してまいります。

(2) 企業集団及び当行の財産及び損益の状況

企業集団の財産及び損益の状況

(単位：百万円)

	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度
経常収益	126,734	133,114	150,637	235,927
経常利益	17,312	18,605	28,070	37,532
親会社株主に帰属する 当期純利益	9,647	12,830	20,608	25,601
包括利益	△9,099	44,180	△54,235	21,733
純資産額	407,324	447,520	384,411	391,626
総資産	12,520,974	13,244,574	13,446,736	13,271,307

(注) 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

当行の財産および損益の状況

(単位：百万円)

	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度
預 金	10,832,981	10,920,256	11,103,994	11,132,766
定期性預金	1,792,012	1,724,113	1,693,804	1,720,907
その他	9,040,969	9,196,142	9,410,190	9,411,858
貸 出 金	7,762,579	7,549,856	7,919,241	8,112,374
個人向け	2,136,445	2,227,407	2,289,243	2,351,965
中小企業向け	2,115,845	2,040,487	2,070,847	2,260,655
その他	3,510,288	3,281,961	3,559,150	3,499,752
商 品 有 価 証 券	1,975	1,765	1,763	1,763
有 価 証 券	1,589,448	2,383,389	2,599,227	2,545,854
国 債	405,503	732,581	1,000,319	1,074,782
その他	1,183,944	1,650,807	1,598,907	1,471,072
総 資 産	12,485,921	13,202,957	13,407,069	13,233,904
内 国 為 替 取 扱 高	137,771,682	133,587,419	137,480,993	136,862,360
外 国 為 替 取 扱 高	百万ドル 2,429	百万ドル 1,853	百万ドル 1,720	百万ドル 1,697
経 常 利 益	17,835	17,714	26,627	35,940
当 期 純 利 益	10,507	12,819	20,100	25,112
1 株 当 たり 当 期 純 利 益	27円26銭	33円30銭	52円59銭	66円75銭

(注) 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

(3) 当行の設備投資の状況

イ 設備投資の総額

(単位：百万円)

設備投資の総額	10,786
---------	--------

ロ 重要な設備の新設等

(単位：百万円)

内 容	金 額
ソフトウェア	3,535
営業店施設等	2,967

(4) 重要な親会社及び子会社等の状況

イ 親会社の状況

該当ありません。

ロ 子会社等の状況

会社名	所在地	主 要 業 務 内 容	設 立 年 月 日	資本金	当行が有する 子会社等の 議決権比率	その他
株式会社 札幌北洋リース	札幌市中央区大通西 三丁目11番地	リース業務	1989年 6月30日	百万円 50	% 100.00	—
株式会社 札幌北洋カード	札幌市中央区南八条 西八丁目523番地	クレジット カード業務	1983年 4月1日	100	100.00	—
北洋ビジネスサービス 株式会社	札幌市中央区南八条 西八丁目523番地	銀行事務 代行業務	1998年 7月3日	60	100.00	—
ノースパシフィック 株式会社	札幌市中央区南八条 西八丁目523番地	信用保証 業 務	1988年 6月28日	100	4.34	—
北洋証券株式会社	札幌市中央区大通西 三丁目11番地	証 券 業	1938年 2月11日	3,000	100.00	—
株式会社北海道共創 パートナーズ	札幌市中央区大通西 三丁目7番地	コンサルティング業、 人材紹介業、 M&Aアドバイザリー業	2017年 9月27日	49	100.00	—

- (注) 1. 当行が有する子会社等の議決権比率は、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。
 2. 2026年3月31日現在、連結される子会社および子法人等は上記6社であります。
 3. 当行はキャリアバンク株式会社の普通株式852,487株を株式公開買付けにより取得しました。
 この結果、当行の議決権比率は88.26%に達したことから、2026年4月28日付けでキャリアバンク株式
 会社は当行の連結子会社となりました。

ハ 重要な業務提携の概況

1. 第二地銀協地銀35行の提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しのサービス（略称SCS）を行っております。
2. 第二地銀協地銀35行、都市銀行5行、信託銀行3行、地方銀行61行、信用金庫255金庫（信金中央金庫を含む）、信用組合139組合（全信組連を含む）、系統農協・信漁連540（農林中金、信連を含む）、労働金庫14金庫（労金連を含む）との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しのサービス（略称MICS）を行っております。
3. 第二地銀協地銀35行の提携により、通信回線を利用したデータ伝送の方法による取引先企業との間の総合振込等のデータの授受のサービスおよび入出金取引明細等のマルチバンクレポートサービス（略称SDS）を行っております。
4. 株式会社ゆうちょ銀行との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しのサービスを行っております。
5. 株式会社イーネット、株式会社セブン銀行、株式会社ローソン銀行との提携により、提携先現金自動設備の利用による、当行のお客さまの現金自動引出し・入金等のサービスを行っております。
6. 株式会社千葉銀行、株式会社第四北越銀行、株式会社中国銀行、株式会社東邦銀行、株式会社群馬銀行、日本アイ・ビー・エム株式会社及びキンドリルジャパン株式会社との間で、「基幹系システムの共同化に係わる基本合意書」を締結しております。
7. 株式会社千葉銀行、株式会社第四北越銀行、株式会社中国銀行、株式会社伊予銀行、株式会社東邦銀行、株式会社武蔵野銀行、株式会社滋賀銀行、株式会社琉球銀行および株式会社群馬銀行との間で、TSUBASAアライアンスに関する基本合意書を締結しております。

(5) 事業譲渡等の状況

該当ありません。

2 会社役員に関する事項

(1) 会社役員の状態

(年度末現在)

氏名	地位および担当	重要な兼職	その他
安田光春	取締役会長 グループ統制	北海道旅客鉄道株式会社 社外監査役	
津山博恒	取締役頭取 兼 CEO 兼 CHRO (代表取締役) 秘書室、人事部		
増田仁志	取締役副頭取 兼 CBPO (代表取締役) 事業戦略部、リテール事業本部、法人事業本部	中道リース株式会社 社外監査役	
山田明	常務取締役 兼 CRO リスク管理部、法務コンプライアンス部、融資部		
米田和志	常務取締役 兼 CSO 兼 CFO 経営企画部、事務企画部、市場営業部	株式会社北海電工 社外取締役	
神戸俊昭	取締役(社外) 取締役会議長	弁護士法人神戸・万字・福田法律事務所 代表社員 日本ブランド株式会社 社外取締役	(注) 2
押野均	取締役常勤監査等委員		(注) 1
栗尾史郎	取締役常勤監査等委員		(注) 1
西田直樹	取締役監査等委員(社外)	株式会社東日本大震災事業者再生支援機構 社外取締役	(注) 2
谷口雅子	取締役監査等委員(社外)	監査法人銀河 代表社員	(注) 2, 3
田原咲世	取締役監査等委員(社外)	北桜労働法務事務所 代表	(注) 2

(注) 1. 当行は、常勤の監査等委員として押野均氏および栗尾史郎氏を選定しております。常勤の監査等委員を選定している理由は、重要な会議等への出席や会計監査人及び監査部との連携を密に図ること等により得られた情報を、監査等委員全員と共有することで、監査等委員会による監査・監督の実効性を高めるためであります。

2. 取締役神戸俊昭氏、西田直樹氏、谷口雅子氏、田原咲世氏は、東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の2および札幌証券取引所の企業行動規範に関する規則第5条の2に定める独立役員であります。
3. 取締役監査等委員谷口雅子氏は、公認会計士・税理士の業務に長年従事しており、財務および会計に関する専門的知見を有するものであります。
4. 地位および担当名称におけるCxOの名称は以下のとおりであります。

CEO (Chief Executive Officer) : 最高経営責任者

CBPO (Chief Business Promotion Officer) : 最高営業推進責任者

CSO (Chief Strategy Officer) : 最高企画責任者

CHRO (Chief Human Resources Officer) : 最高人事責任者

CRO (Chief Risk Officer) : 最高リスク責任者

CFO (Chief Financial Officer) : 最高財務責任者

(ご参考) 当行は、執行役員（委任型）および執行理事（雇用型）制度を導入しております。
各執行役員および執行理事の氏名、地位および担当は、次のとおりであります。

<執行役員>

(年度末現在)

氏名	地位	担当
水本健一	専務執行役員	本店営業部本店長委嘱
宮原正宏	常務執行役員	人事部長委嘱
野際卓司	常務執行役員	経営企画部長委嘱
里中俊之	常務執行役員	事業戦略部長委嘱
中保廷	常務執行役員	監査部長委嘱
吉野弘隆	執行役員	旭川中央支店長兼神楽支店長兼大雪通支店長兼豊岡支店長委嘱
福地清	執行役員	システム部長兼CIO（※）委嘱 ※CIO(Chief Information Officer:最高情報責任者)
川村崇幸	執行役員	リテール事業本部長兼リテール推進部長委嘱
背戸田能章	執行役員	帯広中央支店長兼帯広西支店長兼帯広南支店長兼柏林台支店長兼清水支店長委嘱
本間剛	執行役員	釧路中央支店長兼鳥取支店長兼釧路十条支店長兼弟子屈支店長委嘱
福島大介	執行役員	函館中央支店長兼末広町支店長兼桔梗支店長委嘱
岡本亮	執行役員	法人事業本部長兼法人推進部長委嘱

<執行理事>

(年度末現在)

氏名	地位	担当
小玉俊宏	上席執行理事	経営企画部統括審議役委嘱
石川敏也	上席執行理事	経営企画部統括審議役委嘱
河瀬和也	執行理事	東京支店長委嘱
牧田知也	執行理事	事業戦略部審議役委嘱
中地大介	執行理事	北見中央支店長兼留辺蘂支店長兼遠軽支店長委嘱
今木賢人	執行理事	人事部審議役委嘱
佐藤光輔	執行理事	監査等委員会室長委嘱
越田雄三	執行理事	人事部審議役委嘱
野沢竜二	執行理事	リスク管理部長委嘱
田中元彦	執行理事	本店営業部副本店長委嘱
権平宗中	執行理事	公金・地域産業支援部長委嘱
高原竜治	執行理事	小樽中央支店長兼手宮支店長兼小樽駅前支店長委嘱
岸波光弘	執行理事	苫小牧中央支店長兼苫小牧北支店長兼糸井支店長委嘱

(2) 会社役員に対する報酬等
 <当事業年度に係る報酬等の総額等>

(単位：百万円)

区 分	支給人数	報酬等 の総額	報酬等の内訳		
			基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等
取締役 (監査等委員である 取締役を除く)	6名	265	199	—	66
(うち社外取締役)	(1名)	(10)	(10)	(—)	(—)
監査等委員である 取締役	5名	72	72	—	—
(うち社外取締役)	(3名)	(32)	(32)	(—)	(—)
計	11名	338	272	—	66
(うち社外役員)	(4名)	(43)	(43)	(—)	(—)

(注) 1. 当行は業績連動報酬および非金銭報酬として取締役（社外取締役、監査等委員である社内取締役および国外居住者を除く）に対する業績連動型株式報酬制度を導入しており、本表では、同制度に係る費用計上額を非金銭報酬等の欄に記載しております。なお、取締役の「賞与」については、2008年度以降支給しておりません。

2. 当行の「業績連動型株式報酬制度」の内容

- (1) 本制度は、当行が拠出する取締役の報酬額を原資として当行株式が信託を通じて取得され、取締役（社外取締役、監査等委員である社内取締役および国外居住者を除く）に当行株式および当行株式の換価処分金相当額の金銭（以下、「当行株式等」という。）の交付および給付（以下、「交付等」という。）が行われる株式報酬制度です。
- (2) 当行は、取締役に対し、役位に応じた「固定ポイント」と毎事業年度における業績目標の達成度に応じた「業績連動ポイント」を付与します。1ポイントは当行株式1株とし、取締役は退任時に、累積ポイントに応じた当行株式等の交付等を受けるものとします。付与するポイント数は、取締役会にて制定した「役員報酬B I P信託に関する株式交付規程」に定める、役位に応じた株式報酬基準額・業績指標・業績連動係数に基づき算定します。ただし、1事業年度あたりのポイントの総数の上限は600,000ポイントとします。

- (3) 本制度の算定の基礎として選定した業績指標は、「親会社株主に帰属する当期純利益」（ウェイト45%）と「当行単体の経常利益」（ウェイト45%）、「お客さまのサステナビリティ支援件数」と「当行グループのScope 1.2削減」（併せてウェイト5%）、および「従業員エンゲージメントスコア」（ウェイト5%）であり、当該業績指標の実績は以下のとおりであります。

	2024年度	2025年度	増減
親会社株主に帰属する当期純利益※1	206億円	256億円	49億円
当行単体の経常利益※1	266億円	359億円	93億円
お客さまのサステナビリティ支援件数 当行グループのScope 1.2削減※2	—	目標達成率 126%	—
従業員エンゲージメントスコア	—	68	—

※1 支給対象期間における連結ROE（＝親会社株主に帰属する当期純利益÷{（期首自己資本＋期末自己資本）÷2}）が5%を下回った場合、業績連動指標毎の業績連動係数は1.0を上限とします。

※2 支給対象期間における当行グループのScope1.2削減目標の達成状況が未達の場合、お客さまへのサステナビリティ経営支援件数の業績連動係数は0とします。

- (4) 当該業績指標として「親会社株主に帰属する当期純利益」を選択した理由は、当行の業績連動配当制度においても採用している最も重要な指標であるためであり、「当行単体の経常利益」を選択した理由は、税制面など外部環境による業績への影響を受けない指標による補完が適切であると判断したためであります。また、非財務指標として「お客さまのサステナビリティ支援件数」および「当行グループのScope 1.2削減」、「従業員エンゲージメントスコア」を選択した理由は、当行の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に向けた取組みを取締役の報酬に反映させ、道内企業や個人のお客さま、地域社会のサステナビリティの実現を推進するために最も重要な指標と判断したためであります。

3. 会社役員の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

- (1) 2024年6月26日開催の第168期定時株主総会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬は年額310百万円以内（うち、社外取締役分は年額30百万円以内。）、監査等委員である取締役の報酬は年額100百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く）の員数は6名、監査等委員である取締役の員数は4名です。

- (2) 2024年6月26日開催の第168期定時株主総会において、2018年6月26日開催の第162期定時株主総会で導入の承認をいただきました業績連動型株式報酬制度の内容を一部改定することを決議いただきました。本制度の対象者を取締役（社外取締役、監査等委員である社内取締役および国外居住者を除く。）とし、その限度額については、連続する3事業年度からなる対象期間ごとに、300百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役（社外取締役、監査等委員である社内取締役および国外居住者を除く。）の員数は5名です。
- (3) 2015年6月25日開催の第159期定時株主総会において、報酬枠（年額100百万円以内）を決議いただいた株式報酬型ストック・オプション制度につきましては、既に割り当てられているものを除いて廃止しており、2018年度以降、新規に新株予約権の付与は行っておりません。当該株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く）の員数は11名です。

4. 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当行では、取締役会にて制定した「指名・報酬等経営諮問委員会規程」に基づき、独立社外取締役が委員の過半数を占め、かつ独立社外取締役が委員長を務める指名・報酬等経営諮問委員会にて、基本報酬につき個人別の報酬額等を決定しております。

- (1) 指名・報酬等経営諮問委員会は、取締役会にて制定した「取締役（監査等委員である取締役を除く）報酬規程」に定める役位に応じた支給上限額の範囲内において、取締役が受ける個別の報酬等の方針ならびにその額および内容を決定する権限を委任されております。
- (2) これらの権限を指名・報酬等経営諮問委員会に委任した理由は、独立社外取締役の適切な関与・助言の機会を確保し、取締役の個人別の報酬額等の決定における透明性・公正性を高めるためであります。
- (3) 当該委任を受けた者の氏名等（当事業年度に係る取締役の個人別の報酬額等を決定した日における指名・報酬等経営諮問委員会委員の氏名等） ※（ ）内はその時点の地位等

神戸 俊昭（委員長、社外取締役）	津山 博恒（取締役頭取）	増田 仁志（取締役副頭取）
米田 和志（常務取締役）	西田 直樹（社外取締役監査等委員）	谷口 雅子（社外取締役監査等委員）
田原 咲世（社外取締役監査等委員）		

<取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針等>

- イ) 当行では、取締役会にて「取締役報酬規程」「役員報酬B I P 信託に関する株式交付規程」「指名・報酬等経営諮問委員会規程」等を定め、当該方針を決定しております。
- ロ) 「取締役報酬規程」において、取締役の報酬は、取締役に相応しい優秀な人材の確保・維持ならびに、短期及び中長期的な業績と企業価値の向上への貢献意欲や士気を高めるインセンティブとして有効に機能するものとし、報酬の水準は、役割・責任・業績に報いるに相応しいものとするを基本方針としております。
- ハ) 取締役が受ける個別の報酬等の方針ならびにその額および内容を決定する権限は指名・報酬等経営諮問委員会が有しております。取締役会は、取締役の役位に応じた支給上限額等を定めるとともに、同委員会の過半数を独立社外取締役とし、その委員長を独立社外取締役とするなど、これらの権限が適切に行使されるための措置を講じており、取締役会としても同委員会の決定を尊重し、その内容が決定方針に沿うものであると判断しております。
- 二) 取締役の報酬は、固定報酬としての「基本報酬」と、業績向上へのインセンティブとしての「賞与」および「業績連動型株式報酬」で構成します。なお、社外取締役の報酬は、独立性および中立性を担保するため、「基本報酬」のみとします。報酬区分ごとの方針等の概要は以下のとおりであります。
- (1) 「基本報酬」
- ① 役位に応じた業務執行の役割・責任に対する「基本給」および「その他加算部分」により構成し、個別の支給額は、「取締役報酬規程」に定める役位に応じた支給上限額を上限として、指名・報酬等経営諮問委員会において決定します。
 - ② 基本報酬は毎月支給することとし、その支給日は「取締役報酬規程」に定めております。
- (2) 「賞与」
- ① 株主に対する配当を実施した場合に限り、株主総会の承認を得て支給することとしております。
 - ② 株主総会に提案する支給総額は、指名・報酬等経営諮問委員会の決定案に基づき、取締役会において決定します。
 - ③ 個別の支給額は、取締役報酬規程に定める役位に応じた支給割合を限度として、指名・報酬等経営諮問委員会において決定します。
 - ④ 株主総会にて承認を頂いた場合、その年の7月に支給することとしております。

(3) 「業績連動型株式報酬」

- ①取締役（社外取締役、監査等委員である社内取締役および国外居住者を除く）の報酬と当行の業績および株主価値との連動性をより明確にし、当行の中長期的な業績向上と企業価値の増大への貢献意識を高めることを目的とするものです。
- ②取締役に付与する個別のポイント数は、「役員報酬B I P信託に関する株式交付規程」に定める役位に応じた株式報酬基準額ならびに業績指標・業績連動係数に基づき、毎事業年度における業績目標の達成度に応じて算定します。
- ③株式報酬基準額は、役位や基本報酬、全体に占める金銭報酬と株式報酬の割合、業績連動割合等を考慮して決定することとしております。また、取締役の報酬の水準については、指名・報酬等経営諮問委員会において、経営環境の変化や外部の客観的データ等を勘案しながら、その妥当性や見直しの必要性を常に検証することとしております。
- ④原則、個別のポイントの付与は毎年6月に行い、累積ポイントに応じた当行株式等の交付等は取締役退任後に行うこととしております。その受益権確定日・交付時期等については「役員報酬B I P信託に関する株式交付規程」に定めております。

<各会社役員の報酬等の額又はその算定方法に係る決定に関する方針等（前記の事項を除く）>

- イ) 監査等委員である取締役の報酬は、独立性および中立性を担保するため、固定報酬としての「基本報酬」のみとします。
- ロ) 個別の支給額は、「監査等委員報酬規程」に定める支給上限額を上限として、監査等委員会で決定します。

3 社外役員に関する事項

(1) 社外役員の兼職その他の状況

氏 名	兼 職 そ の 他 の 状 況
神 戸 俊 昭 (取締役)	弁護士法人神戸・万字・福田法律事務所 代表社員 日本グランド株式会社 社外取締役
西 田 直 樹 (取締役監査等委員)	株式会社東日本大震災事業者再生支援機構 社外取締役
谷 口 雅 子 (取締役監査等委員)	監査法人銀河 代表社員
田 原 咲 世 (取締役監査等委員)	北桜労働法務事務所 代表

(注) 上記の兼職先のうち、神戸俊昭氏が代表社員を務める弁護士法人神戸・万字・福田法律事務所および同氏が社外取締役を務める日本グランド株式会社、谷口雅子氏が代表社員を務める監査法人銀河は、当行との間に通常の営業取引がありますが、本招集ご通知の株主総会参考書類に記載の当行独立性判断基準に定める「主要な取引先」（直近事業年度における当行の連結業務粗利益または取引先の連結総売上高の2%以上を占める取引がある先等）に該当する先ではなく、また開示すべき特別な関係もありません。その他の兼職先と当行との間には特別な関係はありません。

(2) 社外役員の名な活動状況

氏名	在任期間	取締役会への出席状況	取締役会における発言 その他の活動状況
神戸俊昭 (取締役)	2年9月	当期開催の取締役会14回全てに出席しております。	<ul style="list-style-type: none"> 「取締役会」の議長および「指名・報酬等経営諮問委員会」の委員長を務め、円滑な議事進行と建設的かつ深度ある議論ができる環境整備を主導しております。取締役会のほか、「部店長会議」等の重要会議および代表者や監査等委員との意見交換会に出席しております。 法曹業界における豊富な経験と専門的知見を活かし、コンプライアンスの在り方や企業法務実務を通じた経営に関する提言を行うなど、経営に対する実効性の高い監督や意思決定の妥当性確保に貢献しております。また、社外取締役・本部部長・営業店支店長・子会社社長等との直接対話による意見交換を行っております。
西田直樹 (取締役監査等委員)	5年9月	当期開催の取締役会14回全てに出席しております。当期開催の監査等委員会14回全てに出席しております。	<ul style="list-style-type: none"> 取締役会のほか、「部店長会議」等の重要会議および代表者との意見交換会に出席するとともに、「指名・報酬等経営諮問委員会」の委員を務めております。 出席した会議等において、金融行政における豊富な経験と専門的知見を活かし、経営陣から独立した立場で、当行および地域の持続的成長に向けた建設的な議論や経営の監督に資する発言を行っております。また、社外取締役・本部部長・営業店支店長・子会社社長等との直接対話による意見交換を行っております。
谷口雅子 (取締役監査等委員)	5年9月	当期開催の取締役会14回全てに出席しております。当期開催の監査等委員会14回全てに出席しております。	<ul style="list-style-type: none"> 取締役会のほか、「部店長会議」等の重要会議および代表者との意見交換会に出席するとともに、「指名・報酬等経営諮問委員会」の委員を務めております。 税理士や諸団体の要職を歴任した豊富な経験と財務・企業会計に関する専門的知見を活かし、経営陣から独立した立場で、財務リスク等の観点から当行の健全性確保に資する発言を行うとともに、種々の会計規則等に基づく助言と提言を行っております。また、社外取締役・本部部長・営業店支店長・子会社社長等との直接対話による意見交換を行っております。
田原咲世 (取締役監査等委員)	2年9月	当期開催の取締役会14回全てに出席しております。当期開催の監査等委員会14回全てに出席しております。	<ul style="list-style-type: none"> 取締役会のほか、「部店長会議」等の重要会議および代表者との意見交換会に出席するとともに、「指名・報酬等経営諮問委員会」の委員を務めております。 社会保険労務士の業務に長年従事した豊富な経験と専門的知見を活かし、経営陣から独立した立場で、当行の人財育成やダイバーシティへの取組みにおける助言や提言を行っております。また、社外取締役・本部部長・営業店支店長・子会社社長等との直接対話による意見交換を行っております。

(3) 社外役員に対する報酬等

(単位：百万円)

	支給人数	当行からの報酬等	当行の親会社等からの報酬等
報酬等の合計	4名	43	—

(4) 社外役員の意見

該当ありません。

4 当行の株式に関する事項

(1) 株式数 発行可能株式総数 1,450,000,000株
発行済株式の総数 378,060,179株

(2) 当年度末株主数 37,346名

(3) 大株主

株主の氏名または名称	当行への出資状況	
	持株数等	持株比率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	34,949,800 株	9.31 %
日本生命保険相互会社	30,954,500	8.24
明治安田生命保険相互会社	30,954,000	8.24
北海道電力株式会社	23,247,000	6.19
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	16,608,800	4.42
大樹生命保険株式会社	11,132,000	2.96
ビーエヌワイエムアズエージェンティ クライアंटツノントリーテージヤスデツク	7,613,164	2.02
北洋銀行職員持株会	6,857,677	1.82
第一生命保険株式会社	5,961,400	1.58
ステートストリートバンクアンドトラストカンパニー 505223	5,330,695	1.42

(注) 1. 持株比率は、発行済株式の総数から自己株式を控除のうえ算出し、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

2. 当行は自己株式を2,734,863株保有しております。

(4) 役員保有株式

当事業年度中に、職務執行の対価として交付した株式はありません。

(5) その他株式に関する重要な事項

該当ありません。

5 剰余金の配当等の決定に関する方針

当行は、銀行業の公共性に鑑み、経営の健全性確保の観点から、自己資本比率の動向・業績の動向・経営環境の変化などに留意しつつ、株主の皆さまへ総合的な利益還元を行うことを基本方針としております。当行の株主還元方針は、以下のとおりであります。

<株主還元方針>

〔普通配当金〕

安定的な配当実施の観点から、1株当たり年間10円の配当を維持しつつ、配当性向を40%以上とする。

〔自己株式の取得〕

自己資本比率の水準、業績見通しや外部環境等を勘案し、総還元性向（※）の目安を50%として、自己株式の取得を柔軟かつ機動的に実施する。

〔四半期配当制度〕

いち早く経営成績を還元できるよう、四半期毎に配当を実施する。

※ 総還元性向 = (年間の配当金総額 + 自己株式取得総額) ÷ 親会社株主に帰属する当期純利益

第170期末（2026年3月31日現在）連結貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
現 金 預 け 金	2,282,601	預 金	11,124,817
コールローン及び買入手形	438	譲 渡 性 預 金	33,942
買 入 金 銭 債 権	3,130	売 現 先 勘 定	7,510
商 品 有 価 証 券	1,763	債 券 貸 借 取 引 受 入 担 保 金	800,609
有 価 証 券	2,545,544	借 用 金	658,175
貸 出 金	8,036,470	外 国 為 替	276
外 国 為 替	5,964	そ の 他 負 債	176,250
リース債権及びリース投資資産	63,578	賞 与 引 当 金	1,666
そ の 他 資 産	197,334	株 式 給 付 引 当 金	243
有 形 固 定 資 産	75,265	退 職 給 付 に 係 る 負 債	1,138
建 物	32,214	睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金	768
土 地	30,902	ポ イ ン ト 引 当 金	315
リ ー ス 資 産	1,439	特 別 法 上 の 引 当 金	19
建 設 仮 勘 定	2,065	繰 延 税 金 負 債	1,339
そ の 他 の 有 形 固 定 資 産	8,645	再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	1,761
無 形 固 定 資 産	13,600	支 払 承 諾	70,847
ソ フ ト ウ ェ ア	13,221	負 債 の 部 合 計	12,879,681
そ の 他 の 無 形 固 定 資 産	379	(純 資 産 の 部)	
退 職 給 付 に 係 る 資 産	3,962	資 本 金	121,101
繰 延 税 金 資 産	14,949	資 本 剰 余 金	74,742
支 払 承 諾 見 返	70,847	利 益 剰 余 金	198,855
貸 倒 引 当 金	△44,145	自 己 株 式	△2,895
資 産 の 部 合 計	13,271,307	株 主 資 本 合 計	391,803
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	△9,207
		土 地 再 評 価 差 額 金	3,350
		退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	1,544
		そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計	△4,312
		新 株 予 約 権	14
		非 支 配 株 主 持 分	4,121
		純 資 産 の 部 合 計	391,626
		負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	13,271,307

第170期 (2025年4月1日から 2026年3月31日まで) 連結損益計算書

(単位：百万円)

科 目	金 額
経常収益	235,927
貸出証券利息及び配当	118,491
有価証券利息	88,590
コールローン利息	19,230
預け金	836
その他の受入利息	9,670
役務の取引等	164
その他の経常収益	31,531
その他の経常収益	28,792
その他の経常収益	57,111
経常費用	57,111
資金調達費用	198,395
預渡金	25,379
現借取引支払利息	19,074
債券の他の引当金の繰入	575
その他の引当金の繰入	150
役務の取引等	4,325
その他の引当金の繰入	1,148
その他の引当金の繰入	104
役務の取引等	13,518
その他の引当金の繰入	80,165
その他の引当金の繰入	72,661
貸倒引当金の繰入	6,669
その他の引当金の繰入	4,452
その他の引当金の繰入	2,217
経常利益	37,532
特 固 定 資 産 処 分	27
特 固 定 資 産 損 失	447
減 損 損 失	66
税金等調整前当期純利益	37,112
法人税、住民税等	9,479
法人税	1,989
当期純利益	11,468
非支配株主に帰属する当期純利益	25,643
親会社株主に帰属する当期純利益	42
親会社株主に帰属する当期純利益	25,601

第170期末（2026年3月31日現在）貸借対照表

(単位：百万円)

科 目 (資 産 の 部)	金 額	科 目 (負 債 の 部)	金 額
現 預 金	2,282,097	預 当 座 預 金	11,132,766
現 預 け	91,919	当 普 貯 通 定	531,408
コ ー ル 一 口 一	2,190,177	預 座 預 預 預	8,487,844
買 入 ル 金 債	438	通 通 蓄 預 預	207,998
商 品 有 価 債 証	3,130	知 期 預 預	11,124
商 品 有 価 債 証	1,763	他 の 預	1,720,907
商 品 有 価 債 証	2	の 他 の 預	173,482
商 品 有 価 債 証	1,761	讓 渡 性 の 預	42,942
有 価 債 証	2,545,854	売 現 先 性 預 勘 保	7,510
有 価 債 証	1,074,782	借 券 貸 借 取 引 受 入 担 保	800,609
有 価 債 証	783,659	借 券 貸 借 取 引 受 入 担 保	647,120
有 価 債 証	2,999	借 券 貸 借 取 引 受 入 担 保	647,120
有 価 債 証	418,717	外 借 入	276
有 価 債 証	122,339	外 借 入	3
有 価 債 証	143,355	外 借 入	273
有 価 債 証	8,112,374	外 借 入	153,601
有 価 債 証	3,729	外 借 入	1,060
有 価 債 証	70,765	外 借 入	5,051
有 価 債 証	7,284,534	外 借 入	8,204
有 価 債 証	753,346	外 借 入	3,582
有 価 債 証	5,964	外 借 入	58,900
有 価 債 証	5,856	外 借 入	42,546
有 価 債 証	108	外 借 入	3,845
有 価 債 証	146,092	外 借 入	30,411
有 価 債 証	1,087	外 借 入	1,448
有 価 債 証	2,511	外 借 入	243
有 価 債 証	12,721	外 借 入	1,105
有 価 債 証	64,488	外 借 入	768
有 価 債 証	10	外 借 入	307
有 価 債 証	65,272	外 借 入	1,761
有 価 債 証	72,791	外 借 入	70,847
有 価 債 証	32,066	外 借 入	12,861,308
有 価 債 証	30,902	外 借 入	121,101
有 価 債 証	3,845	外 借 入	50,001
有 価 債 証	2,065	外 借 入	50,001
有 価 債 証	3,912	外 借 入	211,884
有 価 債 証	13,544	外 借 入	12,849
有 価 債 証	13,172	外 借 入	199,035
有 価 債 証	371	外 借 入	883
有 価 債 証	1,966	外 借 入	198,151
有 価 債 証	15,240	外 借 入	△2,895
有 価 債 証	70,847	外 借 入	380,091
有 価 債 証	△38,201	外 借 入	△10,860
有 価 債 証	13,233,904	外 借 入	3,350
有 価 債 証	13,233,904	外 借 入	△7,509
有 価 債 証	13,233,904	外 借 入	14
有 価 債 証	13,233,904	外 借 入	372,595
有 価 債 証	13,233,904	外 借 入	13,233,904

独立監査人の監査報告書

2026年5月11日

株式会社北洋銀行
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
札幌事務所

指定有限責任社員	公認会計士	森	本	洋	平
業務執行社員					
指定有限責任社員	公認会計士	新	井	浩	次
業務執行社員					

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社北洋銀行の2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社北洋銀行及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2026年5月11日

株式会社北洋銀行
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
札幌事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	森	本	洋	平
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	新	井	浩	次

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社北洋銀行の2025年4月1日から2026年3月31日までの第170期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第170期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- (1) 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、当行の内部監査部門その他内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な支店において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- (2) 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- A 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- B 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- C 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年5月12日

株式会社北洋銀行 監査等委員会

常勤監査等委員 栗尾 史郎 ㊞

常勤監査等委員 押野 均 ㊞

監査等委員 西田 直樹 ㊞

監査等委員 谷口 雅子 ㊞

監査等委員 田原 咲世 ㊞

(注) 監査等委員 西田直樹、谷口雅子、田原咲世は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会会場のご案内

会場

札幌市中央区北1条西6丁目3番1号（道庁南側）
ホテル札幌ガーデンパレス 2階「鳳凰」



交通のご案内

JR

札幌駅南口から徒歩7分

地下鉄

大通駅から徒歩5分

札幌駅前通地下歩行空間
6番出口または8番出口
から徒歩3分

●株主総会会場では、以下の準備をしておりますので、必要な株主さまはご遠慮なくスタッフまでお声がけください。

- ・車いす専用スペース
- ・筆談ボード

●お願い：当日は駐車場をご用意しておりませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

株主総会にご出席の株主さまへお配りするお土産は
ご用意しておりませんので、あらかじめご了承ください
ますようお願い申し上げます。

